令和８年１１月１０日　　資料№.１－１
福祉保健委員会協議会
こども未来部保育幼稚園課

パブリック・コメント制度による

「富士市公立教育・保育施設持続可能性確保計画（案）」

に対する意見募集について

● 意見募集期間	令和８年12月１日（火）から令和９年１月４日（月）まで	
● 意見の提出方法	直接の場合	富士市役所４階　保育幼稚園課へ
	郵送の場合	〒４１７－８６０１ 富士市永田町１丁目１００番地 富士市こども未来部保育幼稚園課あて
	ＦＡＸの場合	０５４５－５５－２９２８
	Ｅメールの場合	hoikuyouchien@div.city.fuji.shizuoka.jp
	市ウェブサイト	パブリック・コメントコーナーから 専用フォームへ
● 意見の記載方法	様式は問いませんが、案件名「富士市公立教育・保育施設持続可能性確保計画（案）」、意見、住所、氏名、電話番号を明記してください。	

令和９年３月

富士市　こども未来部　保育幼稚園課

富士市公立教育・保育施設持続可能性確保計画
（案）

令和９年３月

富士市　保育幼稚園課

目次

１　計画概要 1
（１）　計画策定の背景と目的 1
（２）　計画の位置付け 1
（３）　計画期間 2
２　教育・保育提供区域および対象施設 4
（１）　子ども・子育て支援制度の概要 4
（２）　対象施設の概要 8
３　市の現状 20
（１）　人口推移 20
（２）　教育・保育提供区域における就学前児童数（０～５歳人口）の推移 21
４　各調査および懇話会における検討について 33
（１）　市民アンケート調査について 33
（２）　公立幼稚園・保育園の教員・保育士アンケート調査について 42
（３）　他の地方公共団体における取組等の調査 49
（４）　懇話会における意見の集約 52
ア　懇話会における主な意見と公立施設に求められる役割 52
イ　公立施設適正化等における意見 54
５　公立教育・保育施設の持続可能性確保の方針 56
（１）　基本理念 56
（２）　基本方針 56
６　展開する施策 58
（１）　持続可能で質の高い教育・保育の提供に向けた取組 58
（２）　持続可能な施設配置の適正化に関する取組 61
７　計画の実現に向けた推進 64

1　計画概要

（1）　計画策定の背景と目的

「富士市公立教育・保育施設持続可能性確保計画」は、少子化の進行や就労形態の多様化、共働き世帯の増加に伴う教育・保育ニーズの質的・量的拡大に対応し、将来にわたり質の高い教育・保育を安定的に提供する体制を確保するための基本計画です。

本市では、平成 30 年に策定した「富士市公立教育・保育施設再配置計画」に基づき、公立幼稚園・保育園の適正配置を進めてきました。しかしながら、想定を超える少子化の進行により、今後はさらなる就学前児童数の減少が見込まれます。

これに伴い、公立施設には特別な支援を要するこどもへの対応、医療的ケア児への対応、虐待や子育てに不安を抱える家庭への支援、地域の子育て拠点機能の強化など、より高度かつ多角的な役割（セーフティネット機能）が求められています。

本計画では、こうした背景を踏まえ、公立施設が果たすべき役割を明確に整理し、教育・保育の質の向上、施設の適正配置・適正規模化、効率的な運営体制の構築に向けた今後 10 年間の基本的な方向性を示すことを目的とします。

策定に当たっては、これまで進めてきた公立施設の教育・保育施策の考え方を継承しつつ、将来の人口推計や教育・保育ニーズ、施設の老朽化や財政状況等を総合的に勘案し、私立施設との役割分担や地域子育て支援機能の強化、施設の適正配置等の方向性を定めます。

「こどもの最善の利益」を最優先とし、一人ひとりの育ちを支える教育・保育環境の充実と、持続可能な公立施設の運営を両立させ、安心して子育てができる環境を次世代へ引き継ぐため、計画的な取組を推進します。

（2）　計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法、認定こども園法[1]、児童福祉法、学校教育法等の子育て支援に関する関係法令の趣旨を踏まえ策定します。また、国の「こども大綱」や「こどもまんなか社会」の理念に基づき、全てのこどもの健やかな育ちと安心して子育てができる環境づくりを推進する計画として位置付けます。

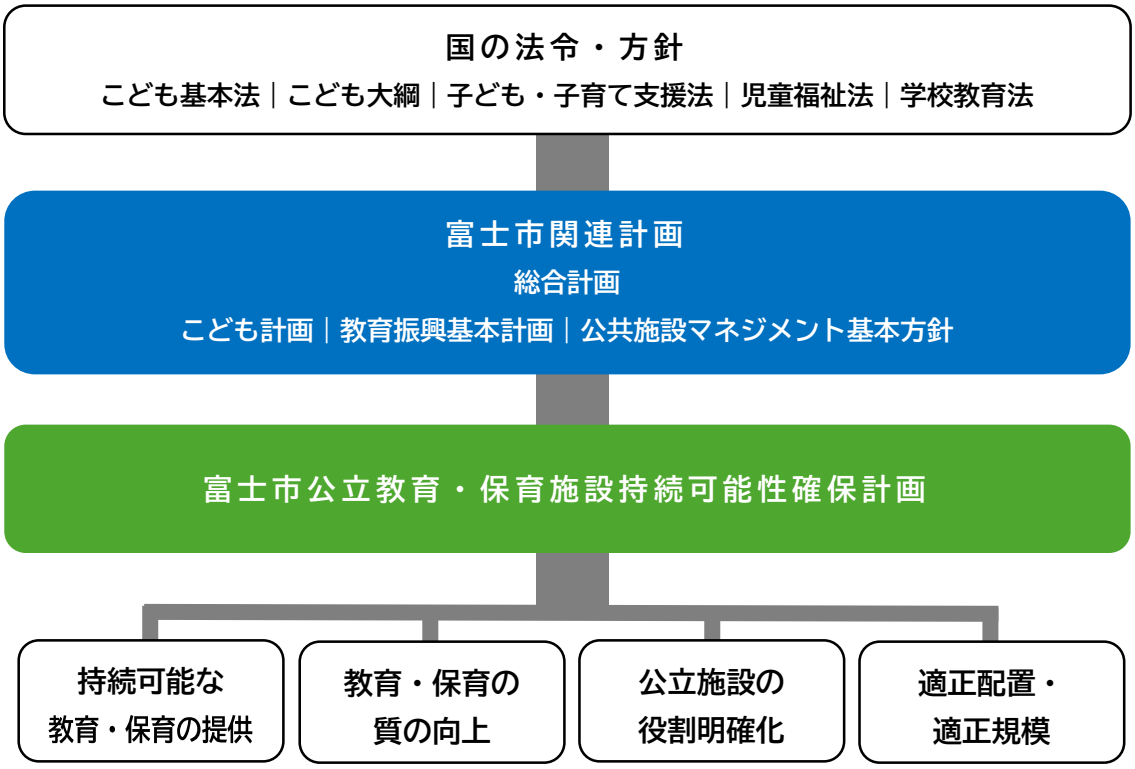
本市の最上位計画である「富士市総合計画」をはじめ、「富士市こども計画」、「富士市教育振興基本計画」、「富士市公共施設マネジメント基本方針」等の関連計画との整合を図り、公立施設が担うべき役割や、適正規模・配置に向けた基本的な方向性を示します。

[1] 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律。（平成 18 年法律第 77 号）

また、本計画は、「富士市公立教育・保育施設再配置計画」の成果と課題を継承・検証し、近年の人口動向や教育・保育ニーズの変化を踏まえた今後のあり方を総合的に示すものです。本計画は、教育・保育の質の確保・向上を最優先とし、持続可能な提供体制を将来にわたり構築するための基本方針となります。

本計画の推進に当たっては、国や静岡県の施策との連携を強化するとともに、保護者、地域、私立の教育・保育施設など多様な主体との協働のもと、社会情勢の変化や事業の進捗状況に応じた適切な見直しを行いながら、実効性の高い取組を着実に推進していきます。

＜図表１　計画の位置付け＞



（３）　計画期間

本計画の計画期間は、令和９年度から令和 18 年度までの 10 年間とします。

また、本計画における施策が、今後の国や県の制度や方針の動向、社会・経済情勢等の変化の中で効果的に実現するため、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを弾力的に行っていきます。

＜図表２　計画のスケジュール＞

<table>
<tr><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td><td>R14</td><td>R15</td><td>R16</td><td>R17</td><td>R18</td></tr>
<tr><td colspan="3">第六次富士市総合計画前期基本計画</td><td colspan="5">第六次富士市総合計画
後期基本計画</td><td colspan="5">第七次富士市総合計画（仮）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="7">富士市こども計画</td><td colspan="5">第二期富士市こども計画（仮）</td></tr>
<tr><td colspan="4">富士市公立教育・
保育施設再配置計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="10">富士市公立教育・保育施設持続可能性確保計画</td></tr>
</table>

2　教育・保育提供区域[2]及および対象施設

（1）　子ども・子育て支援制度の概要

幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育事業[3]は、いずれも就学前のこどもを対象とした施設ですが、制度の目的や根拠法、対象年齢、利用条件が異なります。現在は子ども・子育て支援制度のもとで、それぞれが役割を分担しながら運営されています。

＜図表３　教育・保育施設の概要＞

項目	幼稚園	保育園	認定こども園	地域型保育事業
目的	幼児教育	保育	教育と保育を 一体的に提供	少人数保育 待機児童対策
根拠法	学校教育法	児童福祉法	認定こども園法	児童福祉法
所管	文部科学省	こども家庭庁	文部科学省・ こども家庭庁 （制度連携）	こども家庭庁
対象年齢	３～５歳児	０～５歳児	０～５歳児	主に０～２歳児[4]
利用条件	保護者の就労 要件なし	保育の必要性の 認定が必要	教育利用・保育 利用の両方が可能	保育の必要性の 認定が必要
開所時間	約４～５時間 ＋預かり保育	約８～11 時間	教育・保育時間 に応じて設定	保育園と同様
定員	比較的大規模	比較的大規模	中～大規模	小規模

幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育事業を利用する際は、利用区分（１号・２号・３号認定）が設けられています。区分を決める大きなポイントは、「こどもの年齢」と「保育を必要とする理由（就労など）」の２つです。

---

[2] 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に定める地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。
[3] 地域型保育事業とは、待機児童の解消や多様な保育ニーズに対応するため、通常の保育所（原則 20 人以上）よりも少人数（０～２歳児）を対象に保育を提供する市町村の認可事業です。小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、および居宅訪問型保育事業の４つの事業が該当します。
[4]「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第 29 号）（令和７年４月 18 日成立）により、一定の条件のもとで３～５歳児のみを対象とする小規模保育事業も可能となっています。

＜図表４　教育・保育事業区分＞

区分	対象年齢	保護者の就労等	費用	過ごし方
１号認定	３～５歳児（教育標準時間認定）	保護者の就労状況は問いません。産休・育休中でも利用できます。	幼稚園・保育園等の利用料が原則無償です。（給食費や行事費などは実費負担）	１日４時間程度の教育時間が基本です。
２号認定	３～５歳児（保育認定）	共働き、病気、介護など、保護者が家庭での保育ができない理由（保育の必要性）がある場合に利用できます。	幼稚園・保育園等の利用料が原則無償です。（給食費や行事費などは実費負担）	保護者の勤務時間等に応じた時間（１日８時間から 11 時間程度）での保育です。
３号認定	０～２歳児（保育認定）	２号認定と同様に、保護者に保育の必要性がある場合に利用できます。	住民税非課税世帯などを除き、保護者の所得に応じた保育料が発生します。	保護者の勤務時間等に応じた時間（１日８時間から 11 時間程度）での保育です。

◯幼稚園

幼稚園は、学校教育法に基づく学校で、幼児教育を行うことを目的としています。

主な特徴
● 対象は３～５歳児
● 保育を必要とする理由がなくても利用できる
● 教育課程（幼稚園教育要領）に基づく教育
● 夏休み・冬休みなど長期休業がある
● 預かり保育[5]を実施する園もある

◯保育園

保育園は、児童福祉法に基づく児童福祉施設です。保護者が就労などの理由により、家庭で保育ができないこどもを保育します。

[5] 通常の教育時間（概ね４時間）の前後の時間帯や、夏休み等の長期休業期間中に、在園児を対象として預かる事業。

主な特徴
● ０歳から就学前まで利用できる
● 「保育の必要性」の認定が必要
● 長時間保育に対応
● 給食・午睡など生活を重視
● 延長保育[6]や一時預かり[7]を実施する施設も多い

◯認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設です。教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援も担います。

＜図表５　認定こども園＞



出典：こども家庭庁

主な特徴
● 保護者の就労の有無に関係なく利用できる
● ０～５歳まで一貫した教育・保育
● 教育と保育を一体的に実施
● 保護者の就労状況が変わっても継続利用しやすい

[6] 保育時間（８時間または 11 時間）の前後の時間帯に、保護者の就労等の事情に応じて延長してこどもを預かる事業。
[7] 保育園等に在籍していないこどもを対象に、保護者の就労や断続的な事情、リフレッシュ等に応じ、一時的に預かる事業。

＜図表６　認定こども園における類型の違い＞

類型	幼保連携型	幼稚園的機能と保育園的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ
	幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要なこどものための保育時間を確保するなど、保育園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
	保育園型	認可保育園が、保育が必要なこども以外のこどもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
	地方裁量型	幼稚園・保育園いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

※地域の実情に応じて設置されます。

＜図表７　職員資格･学級編制等＞

職員資格
＜幼保連携型＞ ● 幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する保育教諭を配置することとし、施行から 15 年間（主幹保育教諭は 12 年間）は一定の経過措置が設けられている
＜その他の認定こども園＞ ● 満３歳以上：幼稚園教諭と保育士資格の両免許･資格の併有が望ましい ● 満３歳未満：保育士資格が必要
学級編制
● 満３歳以上の教育時間相当利用時および教育並びに保育時間相当利用時の共通の４時間程度については学級を編制

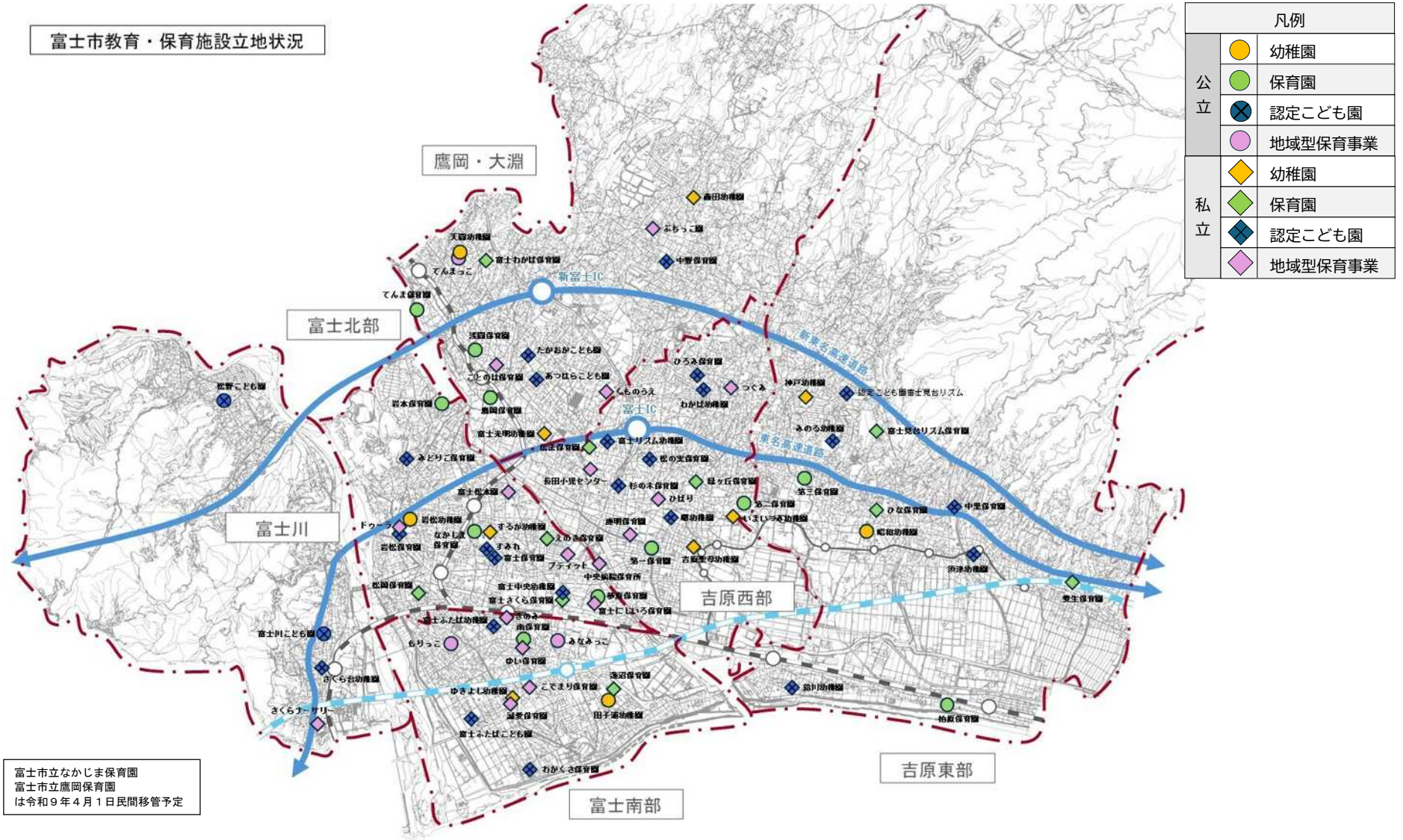
◯地域型保育事業

地域型保育事業は、子ども･子育て支援制度で創設された新たな保育事業の一つです。待機児童対策や地域での保育機能の確保を目的としています。

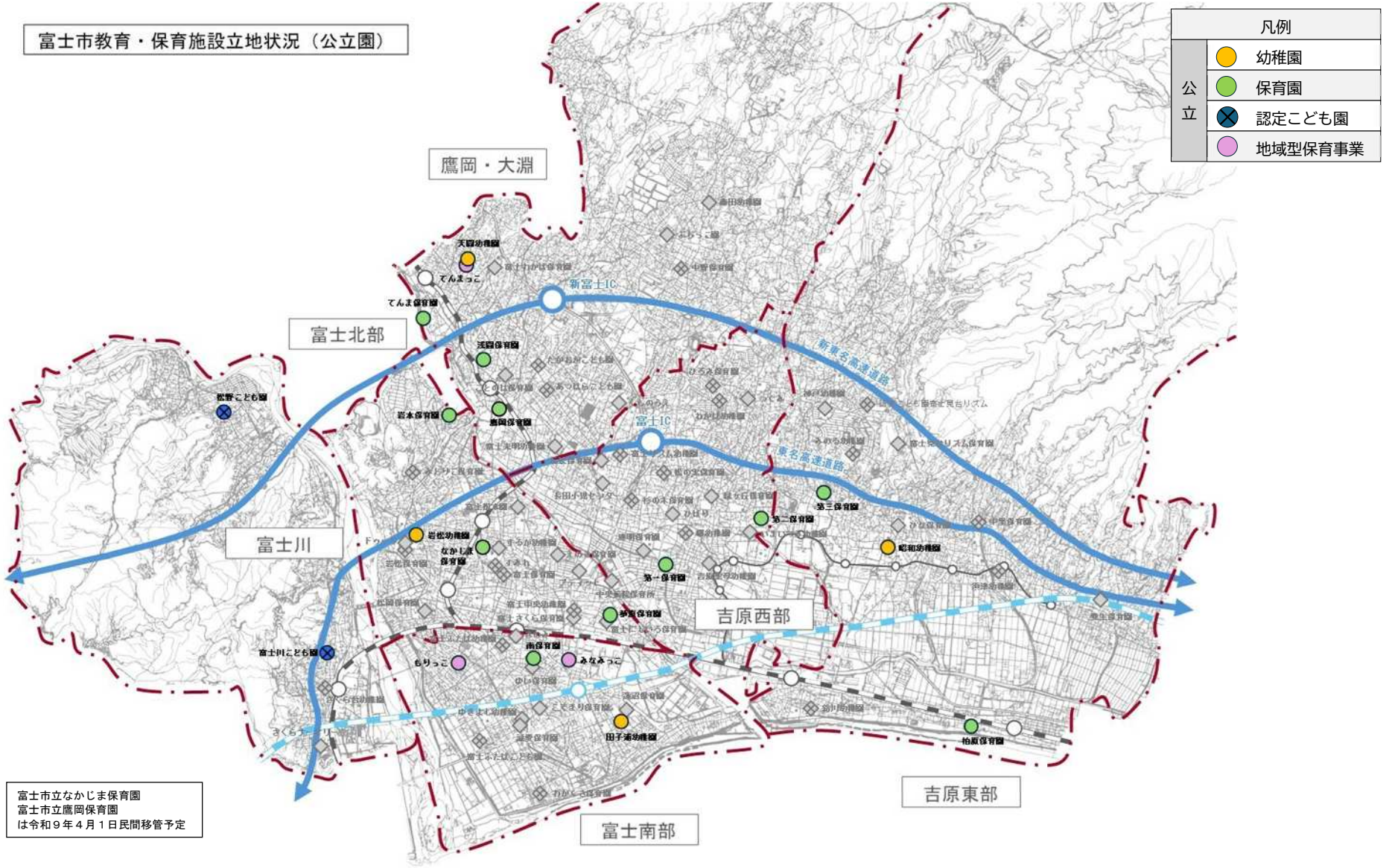
主な特徴
● 少人数による保育
● 主に０～２歳児
● 家庭的な環境での手厚い保育
● 小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業および居宅訪問型保育事業を通じて、保護者の多様なニーズに応じた保育を提供

（２）　対象施設の概要

市内を６区域（教育・保育提供区域）に分け、令和９年３月時点における公立・私立の教育・保育施設の立地状況を整理しました。



市内を６区域（教育・保育提供区域）に分け、令和９年３月時点における公立の教育・保育施設の立地状況を整理しました。



≪市内６区域における公立の教育・保育施設の概要≫

【吉原西部】

施設名	第一保育園	竣工	平成 16 年
種別	保育園	敷地面積	1,404.15 ㎡
所在地	富士市中央町三丁目 2-16	送迎駐車場	17 台

入園児数（令和８年４月１日時点）				計			123 人
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
２号				28 人	30 人	27 人	85 人
３号	６人	14 人	18 人				38 人





施設名	第二保育園	竣工	昭和 51 年
種別	保育園	敷地面積	2,193.27 ㎡
所在地	富士市今泉四丁目 3-11	送迎駐車場	15 台

入園児数（令和８年４月１日時点）				計			84 人
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
２号				20 人	16 人	23 人	59 人
３号	３人	10 人	12 人				25 人





【吉原東部】

施設名	昭和幼稚園	竣工	昭和 63 年
種別	幼稚園	敷地面積	5,564.00 ㎡
所在地	富士市比奈 160	送迎駐車場	14 台

入園児数（令和８年４月１日時点）				計			29 人
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
１号				３人	13 人	13 人	29 人





施設名	第三保育園	竣工	昭和 56 年
種別	保育園	敷地面積	2,157.83 ㎡
所在地	富士市原田 1150-1	送迎駐車場	８台

入園児数（令和８年４月１日時点）				計			63 人
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
２号				13 人	10 人	15 人	38 人
３号	３人	10 人	12 人				25 人





施設名	柏原保育園	竣工	平成 10 年
種別	保育園	敷地面積	3,276.94 ㎡
所在地	富士市沼田新田 147-3	送迎駐車場	９台

入園児数（令和８年４月１日時点）				計			59 人
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
２号				14 人	14 人	11 人	39 人
３号	３人	７人	10 人				20 人





【富士北部】

施設名	岩松幼稚園	竣工	昭和 62 年
種別	幼稚園	敷地面積	3,981.28 ㎡
所在地	富士市松岡 804	送迎駐車場	４台

入園児数（令和８年４月１日時点）				計			37 人
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
１号				７人	11 人	19 人	37 人





施設名	蓼原保育園	竣工	昭和 55 年
種別	保育園	敷地面積	2,174.57 ㎡
所在地	富士市蓼原 868-7	送迎駐車場	12 台

入園児数（令和８年４月１日時点）				計			110 人
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
２号				27 人	29 人	29 人	85 人
３号	３人	10 人	12 人				25 人





施設名	岩本保育園	竣工	平成 22 年
種別	保育園	敷地面積	3,508.62 ㎡
所在地	富士市岩本 581-33	送迎駐車場	12 台

入園児数（令和８年４月１日時点）				計			88 人
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
２号				20 人	21 人	18 人	59 人
３号	３人	10 人	16 人				29 人





【富士南部】

施設名	田子浦幼稚園	竣工	昭和 61 年
種別	幼稚園	敷地面積	4,632.86 ㎡
所在地	富士市川成島 138-1	送迎駐車場	20 台

入園児数（令和８年４月１日時点）				計			88 人
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
１号				27 人	37 人	24 人	88 人





施設名	南保育園	竣工	昭和 59 年
種別	保育園	敷地面積	2,338.94 ㎡
所在地	富士市横割一丁目 9-28	送迎駐車場	20 台

入園児数（令和８年４月１日時点）				計			133 人
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
２号				30 人	30 人	29 人	89 人
３号	６人	18 人	20 人				44 人





施設名	南小規模保育事業所 （みなみっこ）	竣工	平成 16 年
種別	小規模保育事業所	敷地面積	1,859.04 ㎡
所在地	富士市横割五丁目 10-1	送迎駐車場	15 台

入園児数（令和８年４月１日時点）				計			10 人
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
３号		５人	５人				10 人





施設名	森島小規模保育事業所 （もりっこ）	竣工	昭和 53 年
種別	小規模保育事業所	敷地面積	2,188.66 ㎡
所在地	富士市森島 160-1	送迎駐車場	５台

入園児数（令和８年４月１日時点）				計			10 人
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
３号		５人	５人				10 人





【鷹岡・大淵】

施設名	天間幼稚園	竣工	平成 11 年
種別	幼稚園	敷地面積	3,613.56 ㎡
所在地	富士市天間 1047-1	送迎駐車場	20 台

入園児数（令和８年４月１日時点）				計			41 人
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
１号				13 人	10 人	18 人	41 人





施設名	浅間保育園	竣工	昭和 60 年
種別	保育園	敷地面積	2,097.35 ㎡
所在地	富士市入山瀬四丁目 9-3	送迎駐車場	10 台

入園児数（令和８年４月１日時点）				計			79 人
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
２号				18 人	15 人	20 人	53 人
３号	４人	10 人	12 人				26 人





施設名	てんま保育園	竣工	平成 7 年
種別	保育園	敷地面積	3,390.03 ㎡
所在地	富士市天間 63	送迎駐車場	５台

入園児数（令和８年４月１日時点）				計			63 人
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
２号				15 人	12 人	17 人	44 人
３号	３人	５人	11 人				19 人





施設名	天間小規模保育事業所 （てんまっこ）	竣工	平成 11 年
種別	小規模保育事業所	敷地面積	3,613.56 ㎡
所在地	富士市天間 1047-1（天間幼稚園内）	送迎駐車場	20 台

入園児数（令和８年４月１日時点）				計			10 人
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
３号		５人	５人				10 人





【富士川】

施設名	松野こども園	竣工	平成 28 年
種別	認定こども園	敷地面積	4,762.53 ㎡
所在地	富士市北松野 1825-1	送迎駐車場	21 台

入園児数（令和８年４月１日時点）				計			100 人
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
１号				６人	12 人	５人	23 人
２号				14 人	21 人	18 人	53 人
３号	３人	10 人	11 人				24 人





施設名	富士川こども園	竣工	昭和 61 年
種別	認定こども園	敷地面積	1,701.18 ㎡
所在地	富士市岩淵 58-16	送迎駐車場	５台

入園児数（令和８年４月１日時点）				計			63 人
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
１号				３人	３人	３人	９人
２号				９人	15 人	15 人	39 人
３号	３人	５人	７人				15 人





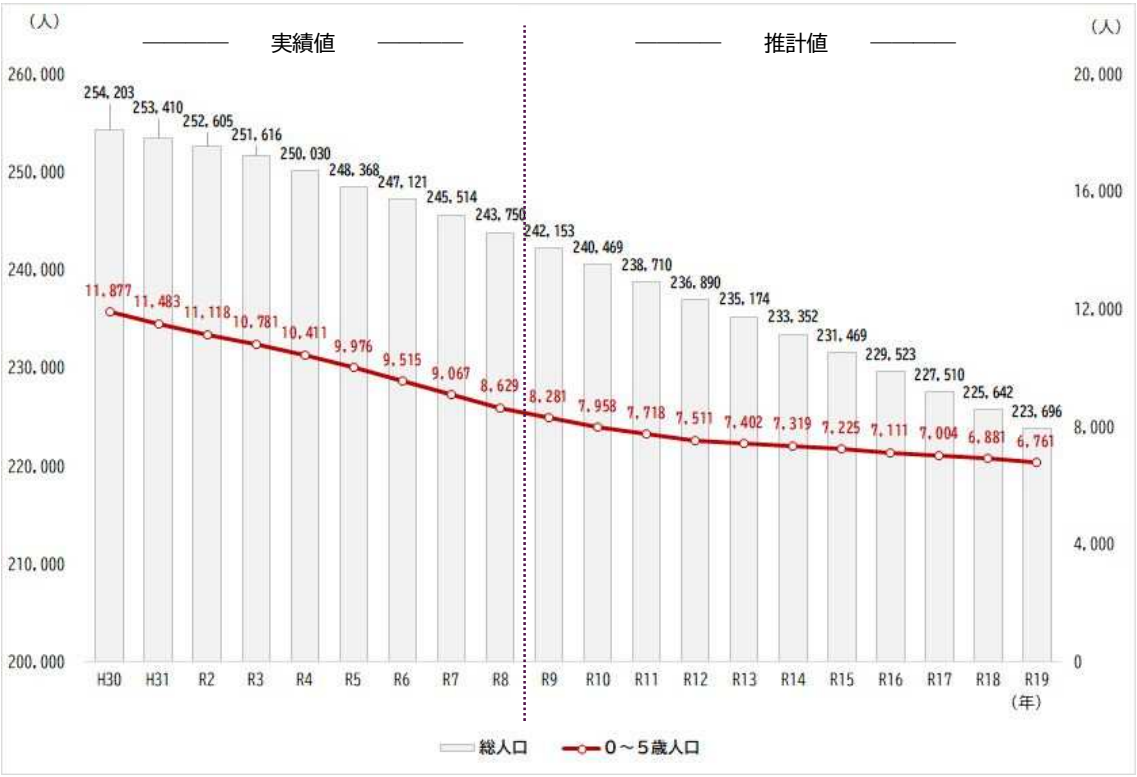
３　市の現状

（１）　人口推移

本市の総人口は平成 30 年では 254,203 人、うち０～５歳の人口は 11,877 人でしたが、令和８年では 243,750 人、うち０～５歳の人口は 8,629 人となっています。

また、今後も減少傾向が続くと見込まれており、令和 19 年では令和８年と比較して、総人口が 20,054 人減少し 223,696 人に、うち０～５歳の人口が 1,868 人減少し、6,761 人の見込みとなっています。

【富士市人口推移（平成 30 年から令和 19 年まで)】



出典：H30～R8 は各年４月１日時点（実績）

R9～R19 は各年３月 31 日時点（富士市第六次総合計画後期基本計画に伴う人口推計（中位））

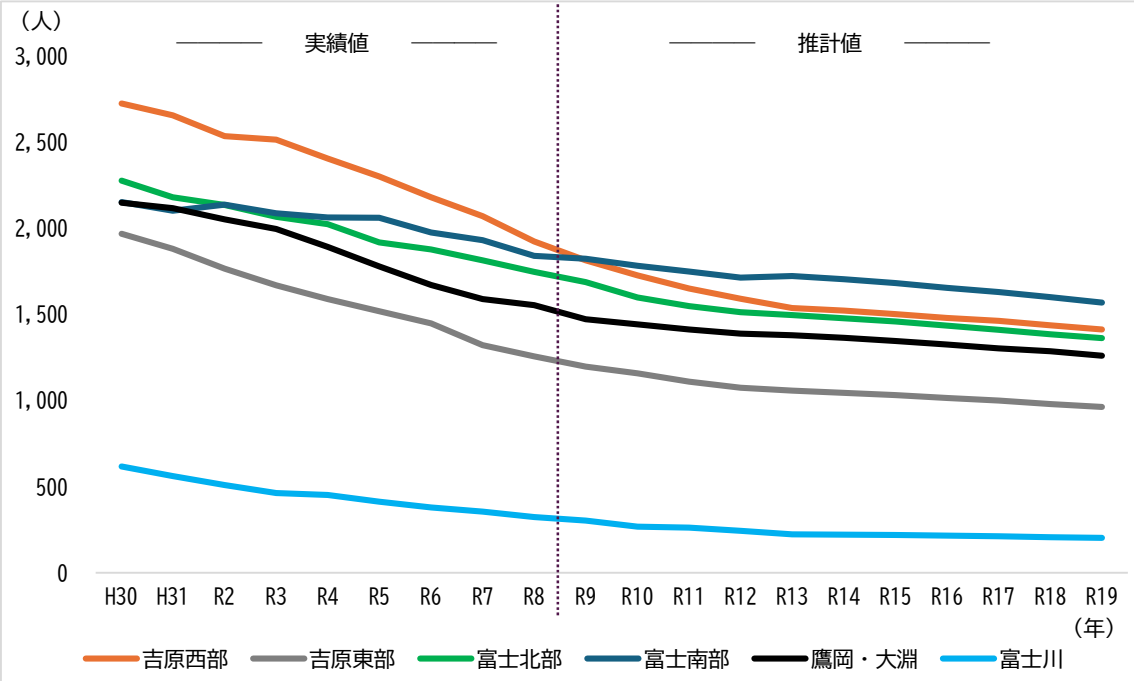
（２）　教育・保育提供区域における就学前児童数（０～５歳人口）の推移

市全域における就学前児童数（０～５歳人口）は、令和８年（8,629 人）から令和 19 年（6,761 人）にかけて 20 ％以上減少（1,868 人減）する見込みとなっています。

全市的に急速な人口減少が継続することから、こどもたちの成長に必要な集団教育・保育環境の質の維持や、施設運営の継続性に大きな影響を与えることが懸念されます。

特に公立の教育・保育施設においては、単に需要の減少に追従するだけでなく、多様化する教育・保育ニーズに対応するための専門性や、健全な施設経営・管理基盤の維持が求められます。こどもたちが豊かな社会性や生きる力を育むために不可欠な「多様な他者と関われる集団規模」を確保するとともに、人材の育成・配置の最適化や計画的な施設維持管理を進めることで、持続可能な公的供給体制を再構築していく必要があります。

【富士市区域別０～５歳人口の推移（平成 30 年から令和 19 年まで）】

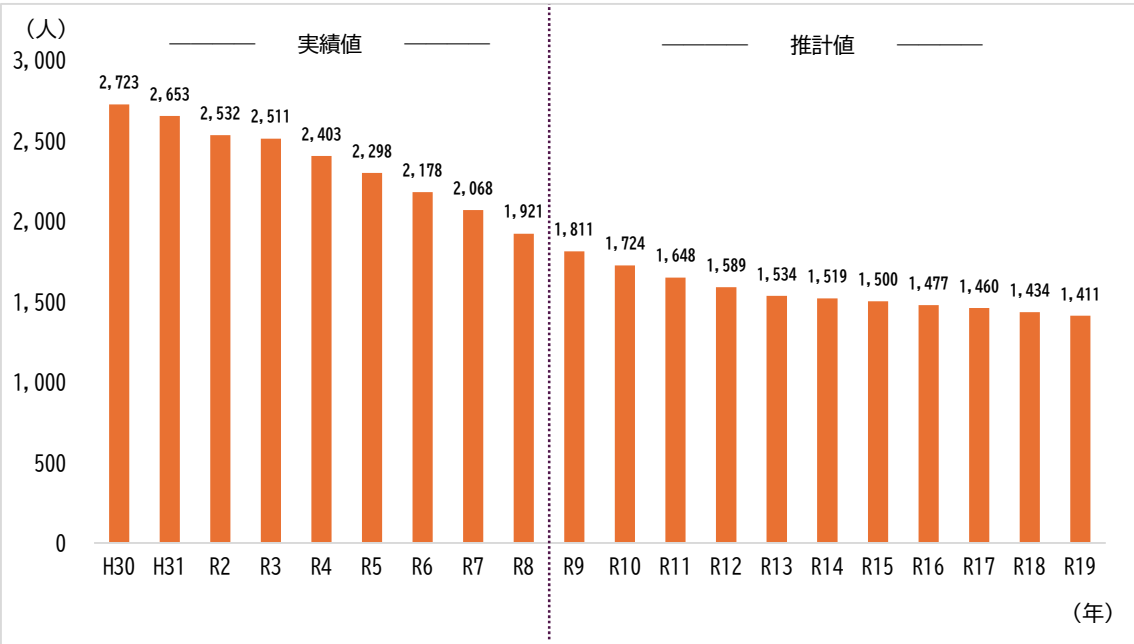


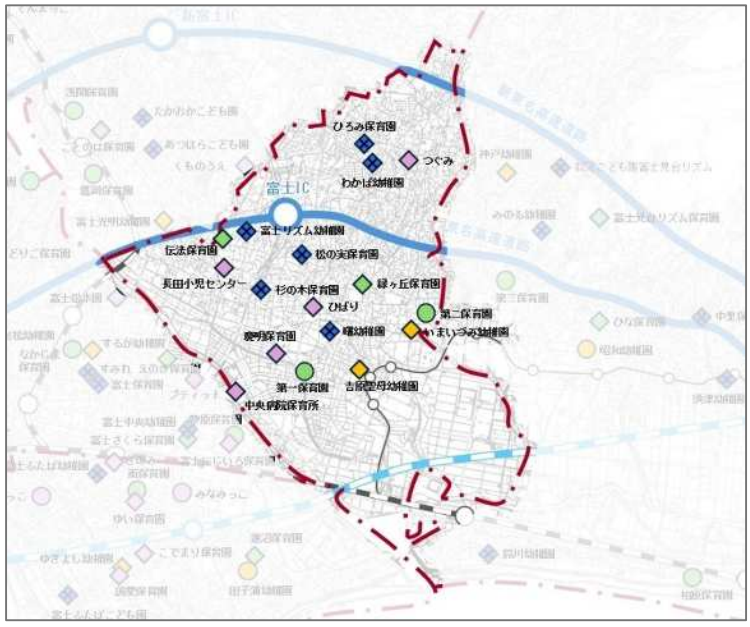
◯吉原西部区域

就学前児童数（０～５歳人口）は、令和８年（1,921 人）から令和 19 年（1,411 人）までにかけて、約 27%減少（510 人減）する見込みとなっています。

人口減少が進むものの、将来においても富士南部地区に次ぐ市内第２位の就学前児童数を擁する主要エリアであるため、需要の減少に応じた教育・保育定員の段階的な適正化を進めるとともに、質の高い保育環境を安定的に提供できる施設体制の維持・整備を進める必要があります。

【吉原西部区域０～５歳人口の推移（平成 30 年から令和 19 年まで）】



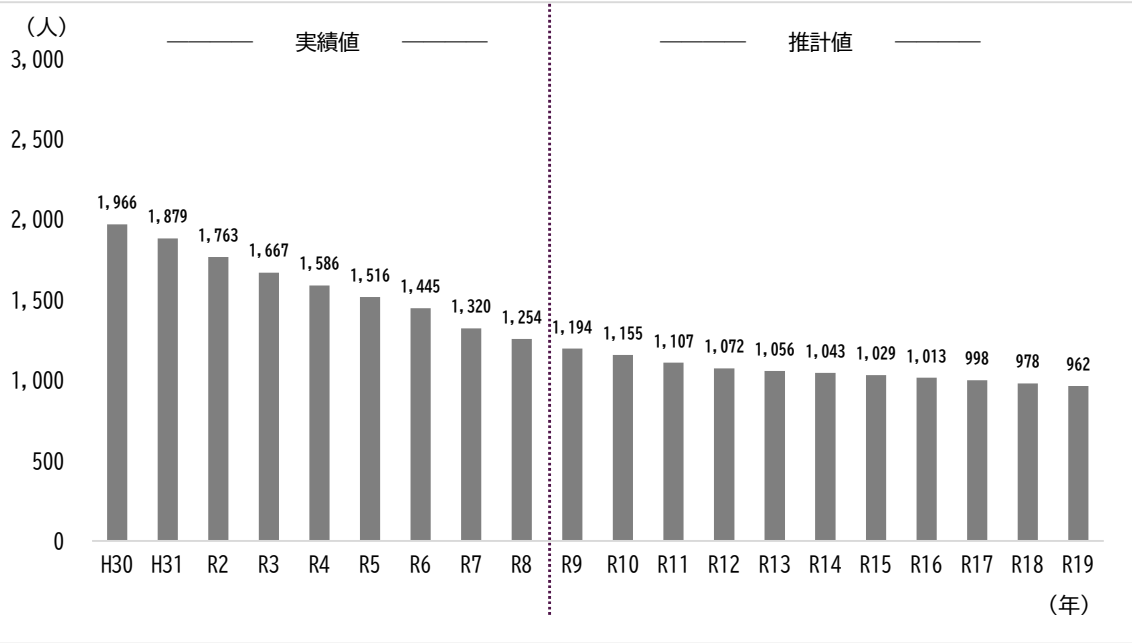


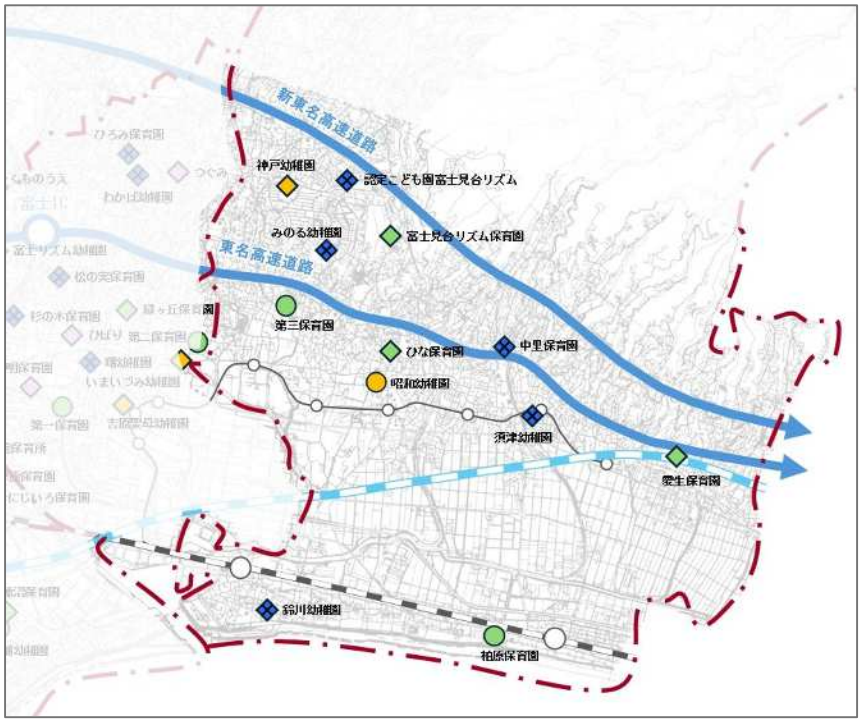
◯吉原東部区域

就学前児童数（０～５歳人口）は、令和８年（1,254 人）から令和 19 年（962 人）までにかけて、約 23%減少（292 人減）する見込みとなっています。

就学前児童数の規模が 1,000 人前後へと収縮することを見据え、効率的かつ安定的な就学前教育・保育の提供体制の確保する必要があります。

【吉原東部区域０～５歳人口の推移（平成 30 年から令和 19 年まで)】



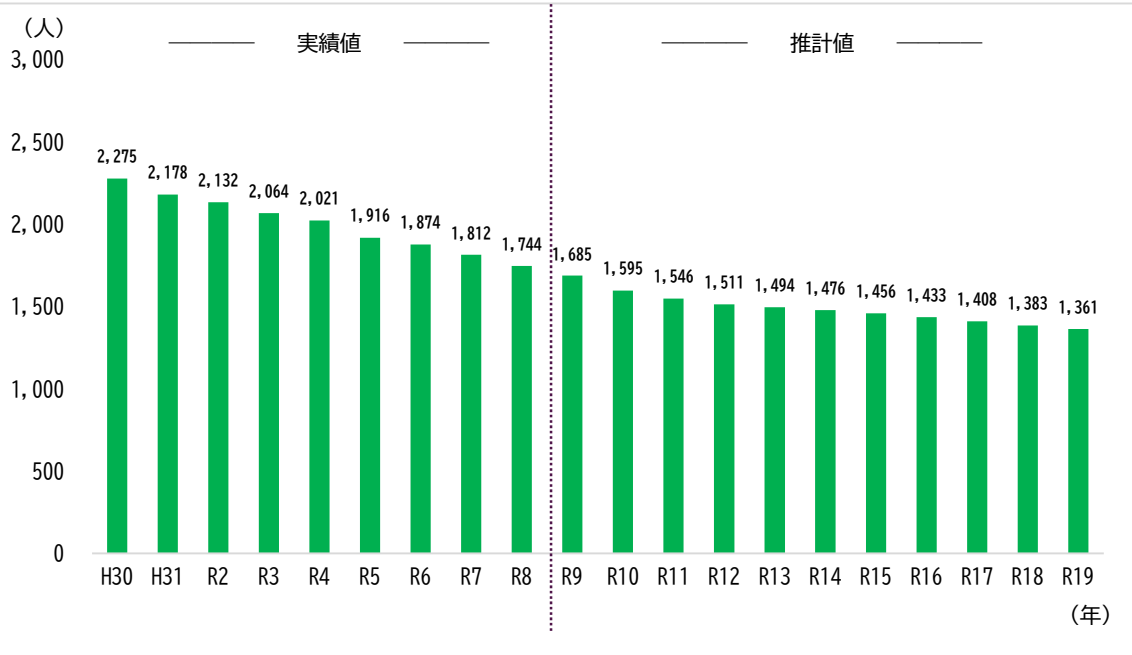


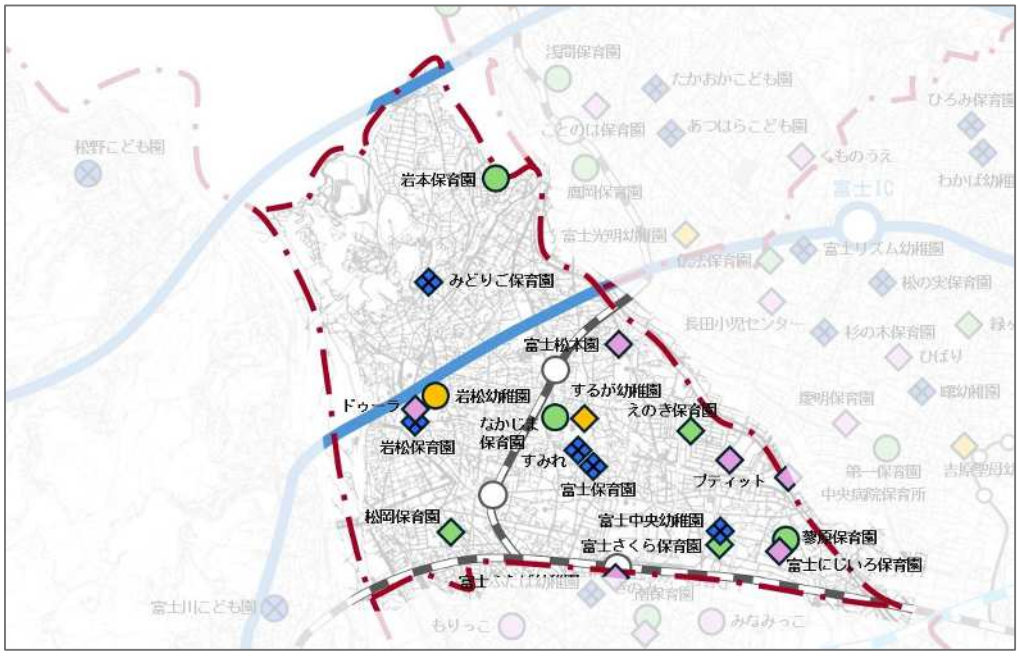
○富士北部区域

就学前児童数（０～５歳人口）は、令和８年（1,744 人）から令和 19 年（1,361 人）までにかけて、約 22%減少（383 人減）する見込みとなっています。

継続的な減少傾向に対応した定員規模の調整を計画的に進めつつ、将来にわたって教育・保育ニーズを満たすための安定的な施設運営と配置バランスの維持を保つ必要があります。

【富士北部区域０～５歳人口の推移（平成 30 年から令和 19 年まで）】



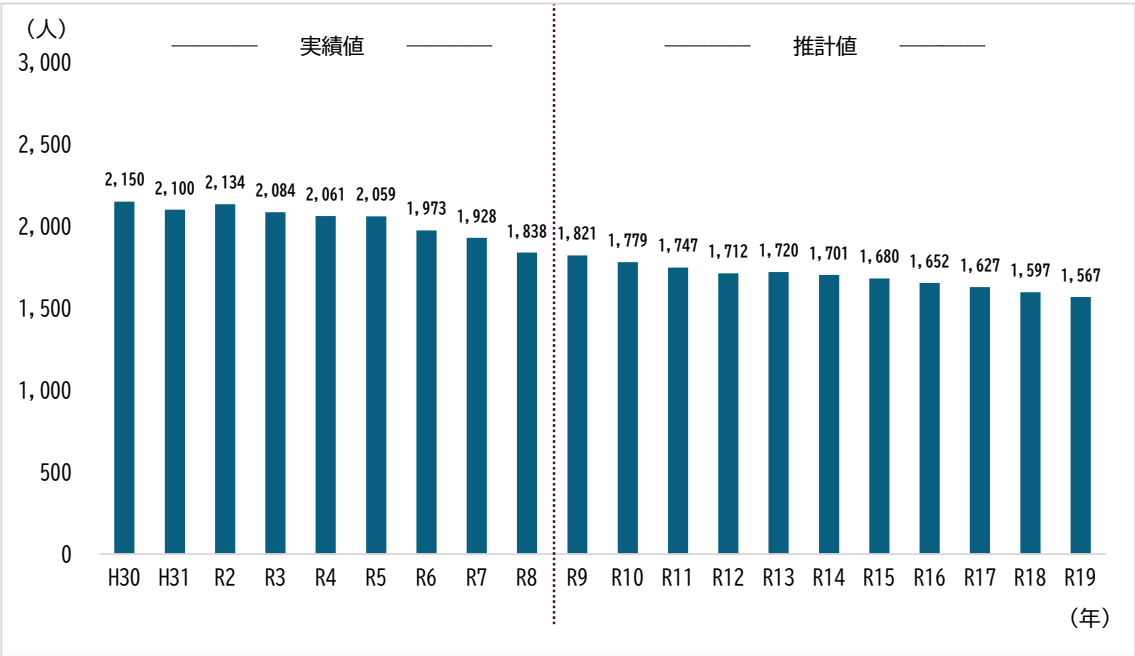


○富士南部区域

就学前児童数（０～５歳人口）は、令和８年（1,838 人）から令和 19 年（1,567 人）までにかけて、約 15%減少（271 人減）する見込みとなっています。

他の区域と比較して最も減少率が小さく、緩やかな減少にとどまります。将来にわたり市内で最も大きな保育需要を維持するエリアとなるため、計画的な定員管理を行いながら継続的な受け入れ体制の確保する必要があります。

【富士南部区域０～５歳人口の推移（平成 30 年から令和 19 年まで）】



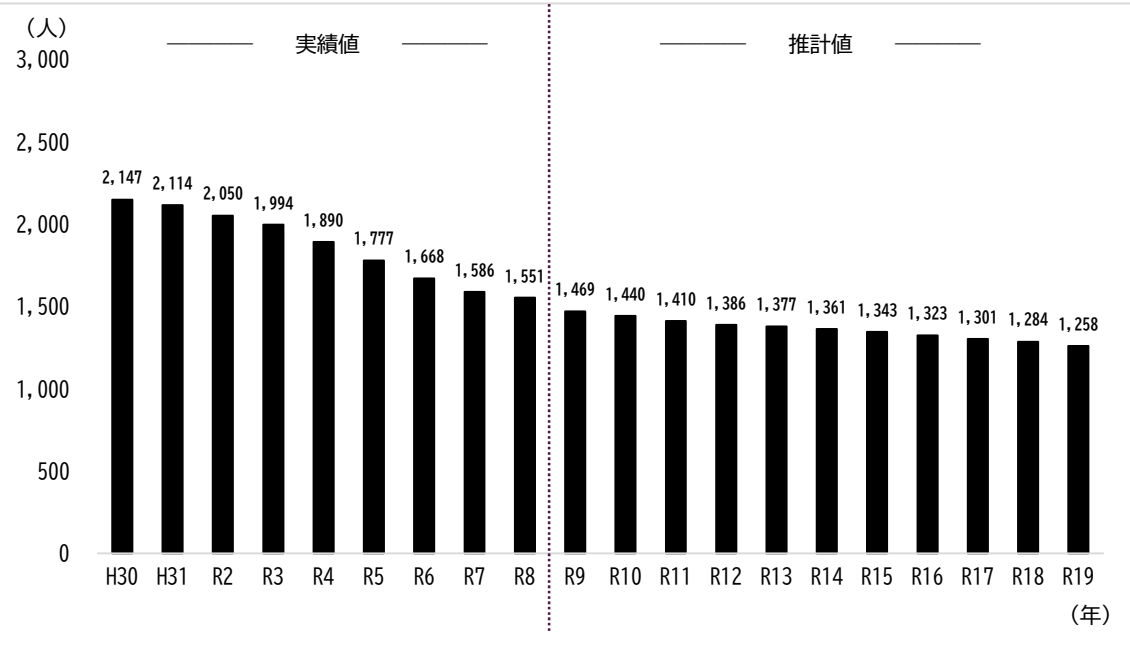


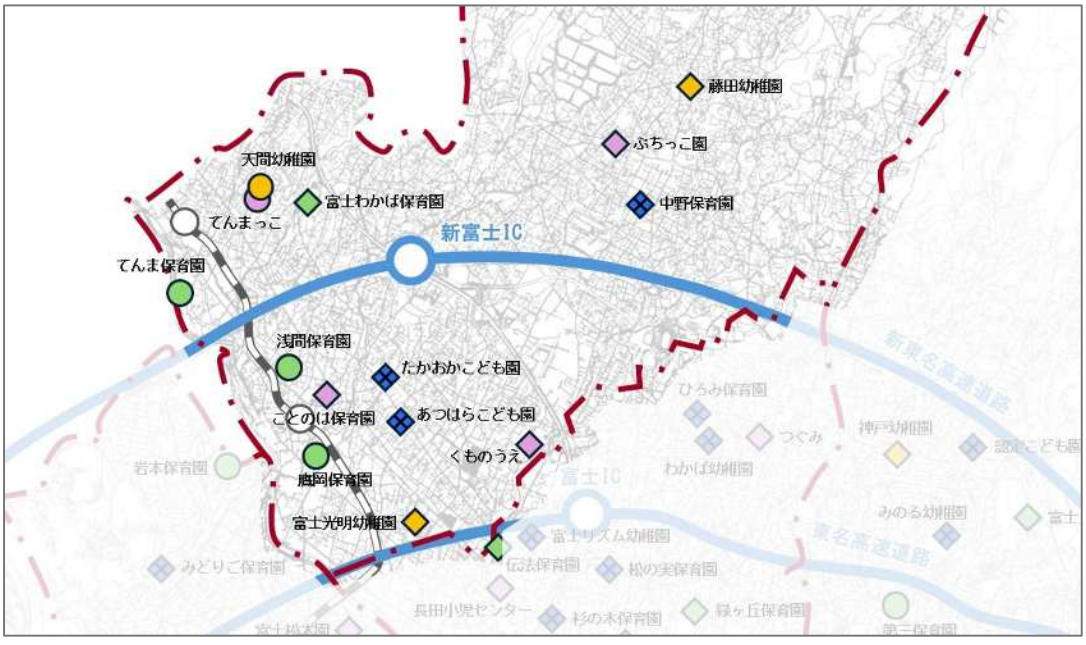
○鷹岡・大淵区域

就学前児童数（０～５歳人口）は、令和８年（1,551 人）から令和 19 年（1,258 人）までにかけて、約 19%減少（293 人減）する見込みとなっています。

段階的な定員見直しや事業効率化を行いながら、適正な配置・供給体制を維持する必要があります。

【鷹岡・大淵区域０～５歳人口の推移（平成 30 年から令和 19 年）まで】



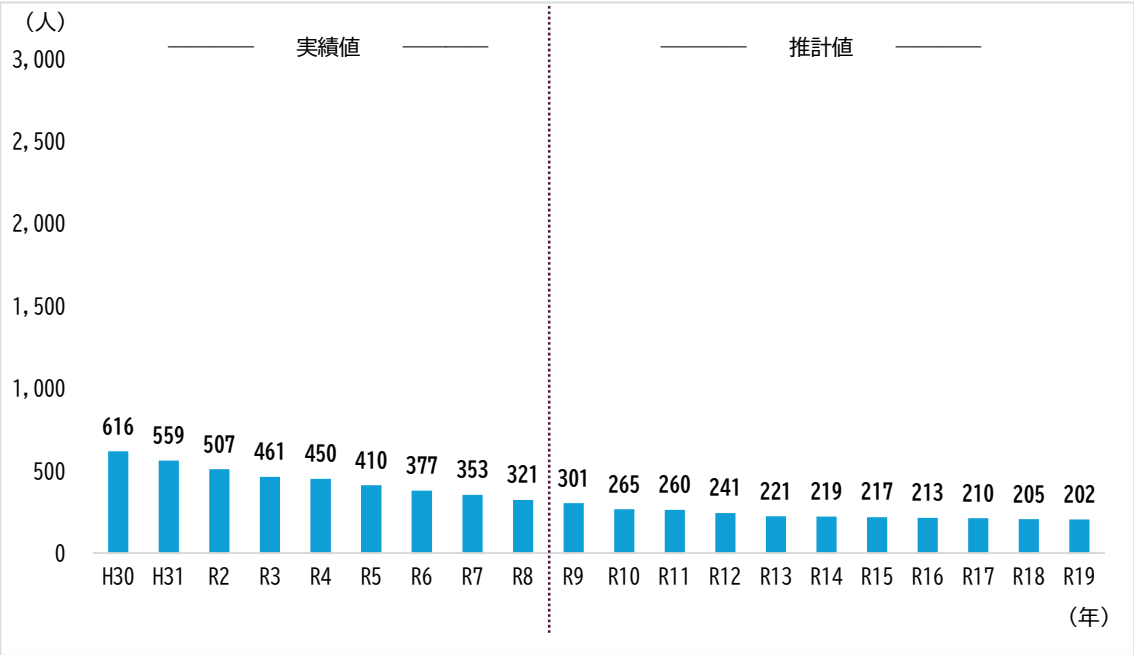


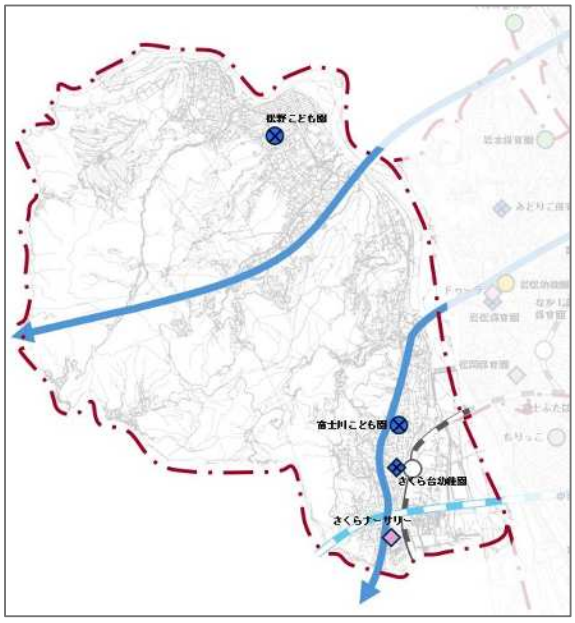
○富士川区域

就学前児童数（０～５歳人口）は、令和８年（321 人）から令和 19 年（202 人）までにかけて、約 37%減少（119 人減）と、市内全区域の中で最も高い減少率を示す見込みとなっています。

全区域で最も人口減少・小規模化が進行するため、計画的かつ柔軟な運営体制の構築を図り、定員の適正化を進めるなど、地域に必要な教育・保育環境を維持する必要があります。

【富士川区域０～５歳人口の推移（平成 30 年から令和 19 年）まで】





＜図表８　教育・保育施設における現状＞

○全体（令和５年度）

		利用定員（人）				入園児数（人）				入園率
		全体	１号	２号	３号	全体	１号	２号	３号	
公立	幼稚園	498	498			287	287			57.6%
	保育園	1,710		1,211	499	1,535		1,050	485	89.8%
	認定こども園	165	75	62	28	110	34	51	25	66.7%
	地域型保育事業	51			51	42			42	82.4%
	計	2,424	573	1,273	578	1,974	321	1,101	552	81.4%
私立	幼稚園	1,410	1,410			1,204	1,204			85.4%
	保育園	1,380		837	543	1,233		737	496	89.3%
	認定こども園	2,457	1,077	930	450	2,239	862	914	463	91.1%
	地域型保育事業	263			263	262			262	99.6%
	計	5,510	2,487	1,767	1,256	4,938	2,066	1,651	1,221	89.6%
	公私計	7,934	3,060	3,040	1,834	6,912	2,387	2,752	1,773	87.1%

出典：富士市調べ

＜図表９　教育・保育施設における現状＞

○全体（令和６年度）

		利用定員（人）				入園児数（人）				入園率
		全体	１号	２号	３号	全体	１号	２号	３号	
公立	幼稚園	415	415			253	253			61.0%
	保育園	1,710		1,211	499	1,504		1,018	486	88.0%
	認定こども園	165	75	62	28	116	36	49	31	70.3%
	地域型保育事業	46			46	45			45	97.8%
	計	2,336	490	1,273	573	1,918	289	1,067	562	82.1%
私立	幼稚園	1,255	1,255			1,094	1,094			87.2%
	保育園	1,370		829	541	1,202		712	490	87.7%
	認定こども園	2,387	1,007	928	452	2,206	796	936	474	92.4%
	地域型保育事業	281			281	265			265	94.3%
	計	5,293	2,262	1,757	1,274	4,767	1,890	1,648	1,229	94.8%
	公私計	7,629	2,752	3,030	1,847	6,685	2,179	2,715	1,791	90.9%

＜図表 10　教育・保育施設における現状＞

○全体（令和７年度）

		利用定員（人）				入園児数（人）				入園率
		全体	１号	２号	３号	全体	１号	２号	３号	
公立	幼稚園	415	415			241	241			58.1%
	保育園	1,220		873	347	1,196		817	379	98.0%
	認定こども園	240	90	104	46	175	36	98	41	72.9%
	地域型保育事業	46			46	43			43	93.5%
	計	1,921	505	977	439	1,655	277	915	463	86.2%
私立	幼稚園	985	985			841	841			85.4%
	保育園	1,350		815	535	1,201		706	495	89.0%
	認定こども園	2,736	1,059	1,127	550	2,564	858	1,156	550	93.7%
	地域型保育事業	281			281	248			248	88.3%
	計	5,352	2,044	1,942	1,366	4,854	1,699	1,862	1,293	90.7%
	公私計	7,273	2,549	2,919	1,805	6,509	1,976	2,777	1,756	89.5%

＜図表 11　教育・保育施設における現状＞

○全体（令和８年度）

		利用定員（人）				入園児数（人）				入園率
		全体	１号	２号	３号	全体	１号	２号	３号	
公立	幼稚園	415	415			194	194			46.7%
	保育園	1,030		736	294	1,000		687	313	97.1%
	認定こども園	240	90	104	46	163	32	93	38	67.9%
	地域型保育事業	60			60	44			44	73.3%
	計	1,745	505	840	400	1,401	226	780	395	80.3%
私立	幼稚園	870	870			787	787			90.5%
	保育園	1,125		677	448	986		584	402	87.6%
	認定こども園	3,108	1,029	1,389	690	2,854	774	1,425	655	91.8%
	地域型保育事業	296			296	259			259	87.5%
	計	5,399	1,899	2,066	1,434	4,886	1,561	2,009	1,316	90.5%
	公私計	7,144	2,404	2,906	1,834	6,287	1,787	2,789	1,711	88.0%

○幼稚園

公立幼稚園の入園者数は、令和５年度の 287 人（定員 498 人・入園率 57.6%）から減少が続いており、令和８年度には 194 人（同 415 人・46.7%）と、入園率が５割を下回る水準まで低下しています。富士川第一幼稚園と岩淵保育園の統合による認定こども園への移行等に伴い利用定員は縮小したものの、入園者数の減少速度がそれを上回る状況となっています。

背景には、急速な少子化の進行に加え、保護者の就労率上昇に伴い、長時間預かりや保育機能を備えた施設（保育所・認定こども園等）に対するニーズが高まっていることが挙げられます。教育機能を主としてきた従来の公立幼稚園に対する社会的ニーズの変化が顕著に表れています。

こうした利用者減少に伴い、適正な集団規模の確保や学級編制、効率的な職員配置の難しさに加え、児童１人当たりの運営コストの上昇や教育活動の規模縮小という課題が顕在化しています。

今後は、利用実績を踏まえた施設規模の適正化を図るため、公立幼稚園が維持すべき意義や果たすべき役割を再確認することが不可欠です。そのうえで、認定こども園への移行や統廃合、地域における幼児教育拠点としての配置のあり方など、多角的な視点から持続可能な提供体制の構築に向けた検討を進める必要があります。

○保育園

公立保育園は令和５年度の利用定員 1,710 人に対し入園者 1,535 人で入園率 89.8%となっていました。その後、令和６年度 88.0%、令和７年度 98.0%、令和８年度 97.1%と高い利用率を維持しています。特に令和７・８年度は、ほぼ利用定員に近い利用状況となっています。

一方で、利用定員は令和５・６年度の 1,710 人から令和７年度 1,220 人、令和８年度 1,030 人へと施設の統廃合や民間移管により大幅に減少しています。

保育園は２・３号認定子どもを受け入れており、就労世帯等の保育を必要とする家庭を支える基盤的な役割を果たしています。少子化が進む中でも保育需要が大きく減少していない背景には、共働き世帯の増加等により、就学前児童における保育サービスの利用率が高まっているためと考えられます。

また、利用率が 100%近い状態が続くことは、年度途中に入園を希望する家庭や、緊急的に受け入れを行わなければならない家庭への対応が難しくなるリスクも伴います。すでに、待機児童や年度途中の入園への対応が困難な地域もあるため、このような状況に対応するために、公立保育園では量的確保に加え、年度途中の需要や緊急的な受入に対応できる安全でゆとりのある保育環境の確保に向けた体制整備が求められます。

◯認定こども園

公立認定こども園は、現在富士川区域にある２園のみです。令和５・６年度は利用定員 165 人でしたが、令和７年度以降は 240 人へと拡大しています。一方で入園率は 70%前後で推移しており、定員拡大後も児童の受入には、十分余裕のある状況です。

認定こども園は、幼児教育と保育を一体的に提供する施設として国が推進する形態であり、制度的にも今後の中心的な受け皿になることが期待されています。しかしながら本市においては、公立認定こども園の設置に地域的な偏りがあることから、現状では、少子化の影響により公立認定こども園の１号認定子どもの受入体制に対して、利用者が減少しているのが状況です。

その一方で、共働き世帯等の増加に伴う保育ニーズの高まりは今後も続くと見込まれます。このため中長期的には、利用が低迷する１号認定の利用定員のあり方を見直すとともに、保育機能の拡充や未設置エリアにおける他施設からの移行など、将来的な施設転換や適正配置を見据えた検討を継続して進める必要があります。

◯地域型保育事業

公立の地域型保育事業は、利用定員が 19 人以下の小規模保育事業を運営しています。入園率は令和５年度 82.4%、令和６年度 97.8%と高い水準に達したものの、令和７年度 93.5%、令和８年度 73.3%と低下傾向が見られます。

地域型保育事業は主に３歳未満児を対象としており、小規模かつ家庭的な保育環境を提供できることが特徴です。一方で定員規模が小さいため、数名の利用変動が利用率全体に大きく影響することが特徴です。

令和８年度の利用率低下については、出生数の減少による低年齢児人口の縮小に加え、保育園や認定こども園における３号認定子どもの受入枠が拡大したことが影響していることが考えられます。

地域型保育事業は大規模施設では対応しにくい地域ニーズへの対応や、低年齢児へのきめ細かな保育を提供する重要な役割を担っており、利用率の短期的な変動だけでなく、地域の子育て支援基盤としての機能や、地域ごとの保育需要を補完する役割も踏まえて、中長期的に動向を見る必要があります。

◯入園児数から見る需要の変化と今後の対応について

公立施設全体を見ると、本市では「幼稚園需要の急速な縮小」と「保育需要の高止まり」が同時に進行していることが分かります。

公立施設全体の利用定員が 2,424 人から 1,745 人へ約 680 人縮小しているにもかかわらず、全体の入園率は 81.4%から 80.3%程度で推移しています。これは需要減少に合わせた施設再編・定員の適正化を一定程度進めることができた成果の一つであると捉えています。

今後の施策としては、

- 公立幼稚園の再編・認定こども園化の推進
- 保育ニーズへの対応と受入余力の確保
- 地域型保育事業の適正配置と地域の保育ニーズへの対応
- 少子化を前提とした施設規模の最適化

が、重要な課題になると考えます。

本市の公立施設が直面する課題を解決するためには、少子化に伴う需要の変化への対応だけでなく、多様な教育・保育ニーズに対応する体制、施設の配置や運営面等に関する構造的な課題も見据えた検討が必要です。

4　各調査および懇話会における検討について

（1）　市民アンケート調査について

計画の策定に当たり、現状の市民の皆様の教育・保育ニーズ等を把握し、就学前児童数が減少する中でも、公立施設での教育・保育（幼稚園、保育園、認定こども園および地域型保育事業所）の質の確保、向上および安心した子育てができるよう、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供および公立施設の配置等を含めた基本的な方向性を整理する目的のため、市民アンケート調査を実施しました。

○　調査対象

富士市内在住の０歳児から６歳児までのこどもがいる世帯を無作為抽出

○　調査期間

令和８年２月 10 日から令和８年３月 15 日まで

○　調査方法

郵送による配布、インターネットによる回収

○　回収状況

配布数	回答数	有効回答数	有効回答率
3,000 件	1,941 件	1,924 件	64.1%

○　調査結果の表示方法

・回答は各質問の回答者数（ｎ）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第２位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。

・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。

○　調査結果と分析

①　公立幼稚園は「役割の再構築」

公立幼稚園の利用率（P28 から P29）では、令和５年度の 57.6%から令和８年度には 46.7%まで低下しており、利用定員の半数未満の状態となっています。この背景には、園児数の減少に加え、保護者ニーズの変化も要因となっています。

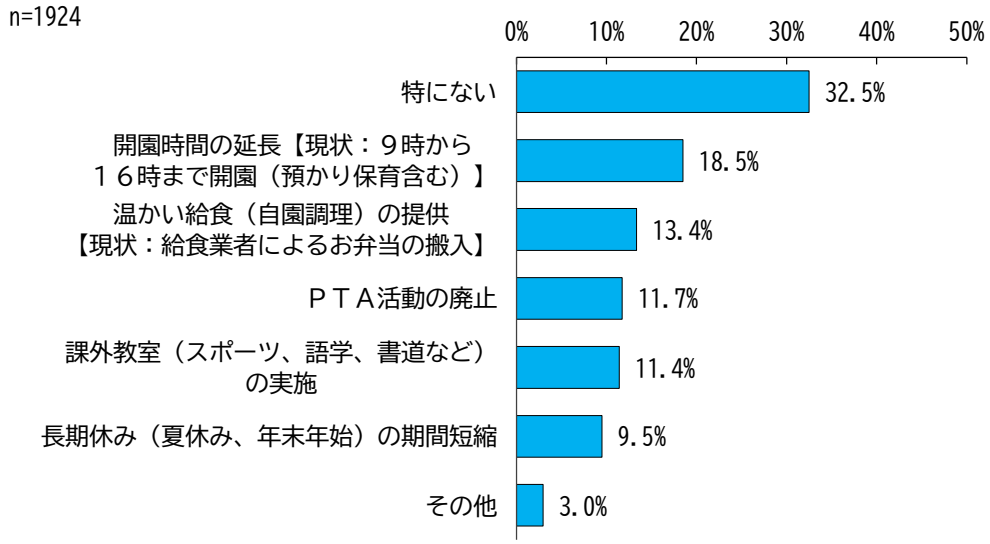
アンケート調査では、幼稚園や認定こども園（幼稚部）に求める内容として「特にない」が 32.5%と最も高く、現状の園運営に一定の理解が得られている一方で「開園時間の延長」が 18.5%、「温かい給食の提供」が 13.4%、「ＰＴＡ活動の負担軽減・廃止」が 11.7%と続いています。

また、幼稚園を選ばない理由として「夏休みなどの長期休みがあるから」の割合が 29.6%となっており、次いで「開園時間が短いから」の割合が 29.2%となっています。

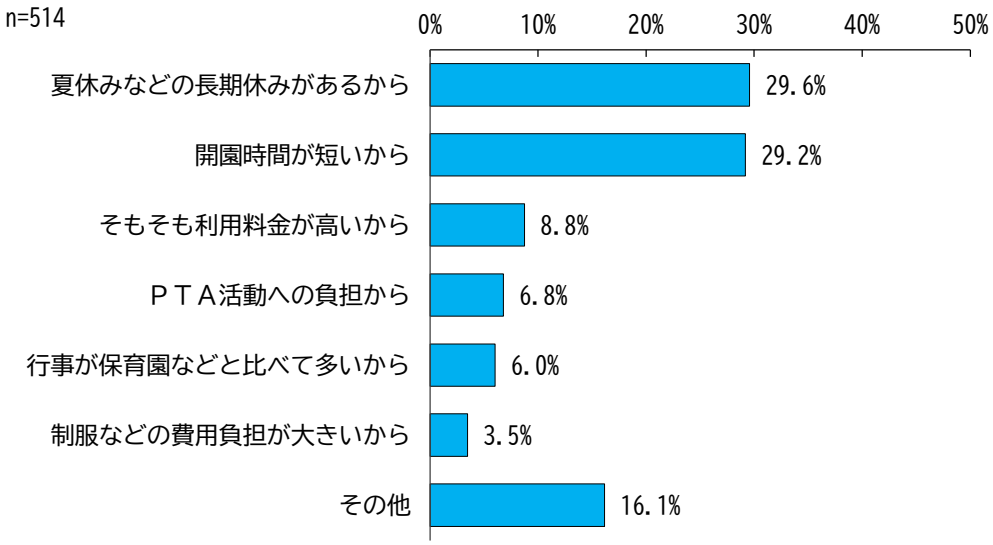
これらの結果から、従来の幼稚園の運営形態が、保護者の就労状況や働き方の変化に適合しなくなっていると考えられます。本市では共働き世帯の増加等により、土曜日勤務を含む就労率が高く、保育ニーズに対応しやすい保育園や認定こども園等が選ばれやすい傾向にあります。

さらに、預かり保育無償化制度について「知らない」との回答が 68.9%に上っており、制度の周知不足が課題として浮かび上がっています。今後は、保護者が必要な情報を確実に得られるよう、積極的かつ効果的な情報発信が必要です。

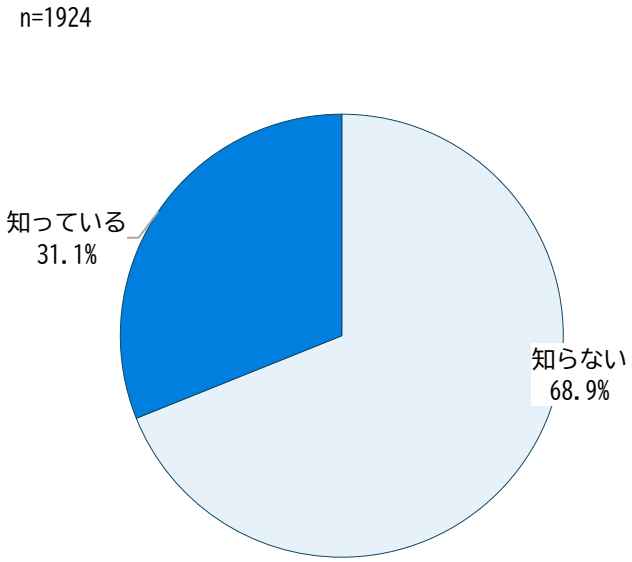
設問　公立幼稚園又は公立認定こども園（幼稚部）で最も実施してほしい内容を選んでください。（○は１つだけ）



設問　（幼稚園や認定こども園（幼稚部）への入園を）検討しない理由として、あてはまるものを選んでください（複数回答）。



設問　幼稚園や認定こども園（幼稚部）で実施する預かり保育[8]について、一定の条件を満たした場合、１日 450 円分を限度として利用料金が減額されることを知っていますか（○は１つだけ）。



[8] 保護者の就労などにより、保育園に通える条件を満たしている場合、幼稚園の預かり保育料について１日 450 円を限度として減額できる制度。（幼児教育・保育の無償化（新２号認定））

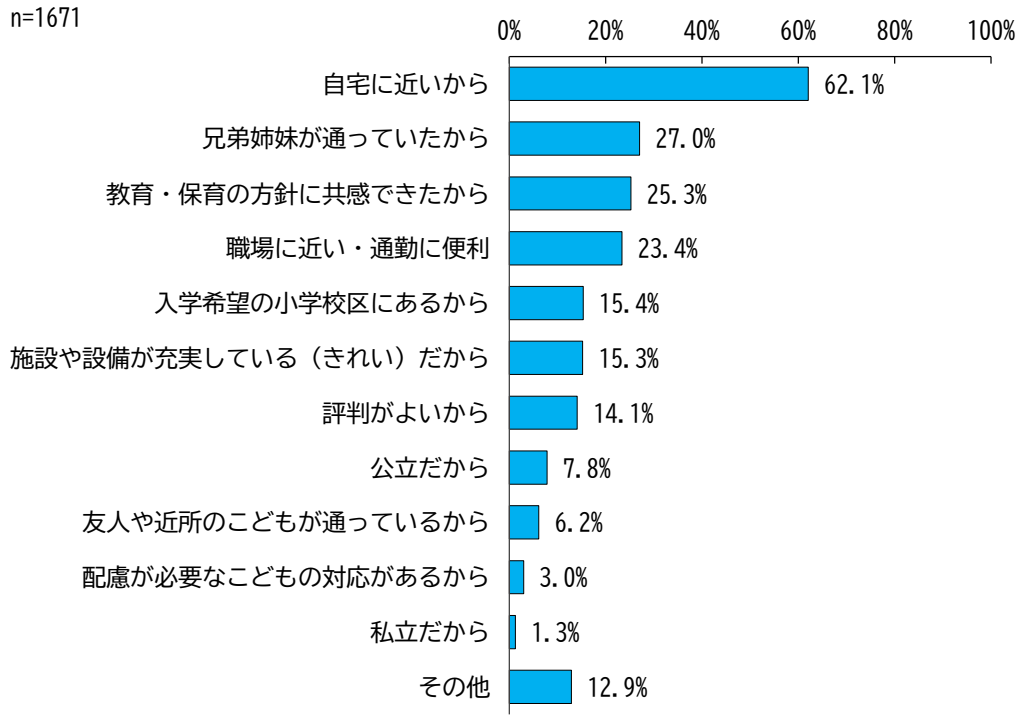
②　公立施設の施設再編に関する意識と通園利便性の課題

公立施設の再編に関する意識調査では、「移転や統廃合はやむを得ない」が 52.3%、「移転や統廃合はするべき」が 12.3%となり、合わせて約３分の２の人が施設再編に理解を示しています。

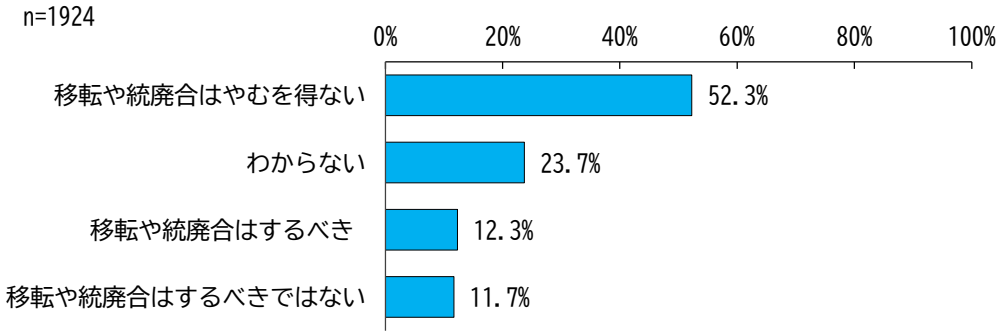
一方で、現在の園を選んだ理由としては「自宅に近いから」が 62.1%と最も多く、保護者が日常の通園距離や送迎のしやすさをとても大切にしていることが分かります。

こうした点から、施設の移転や統廃合によって通園距離が長くなり、利便性が下がってしまうと、利用者満足度の低下や公立施設離れにつながる可能性があります。再編を進めるに当たっては、通園環境への影響を十分に考慮し、利便性を著しく損なわないための検討が求められます。

設問　現在、通園している園を希望した理由をお答えください。（複数回答）



設問　公立幼稚園と公立保育園を統合（統廃合）し、公立認定こども園にするなどを含めた検討を行うことについて。（○は１つだけ）



③　送迎環境

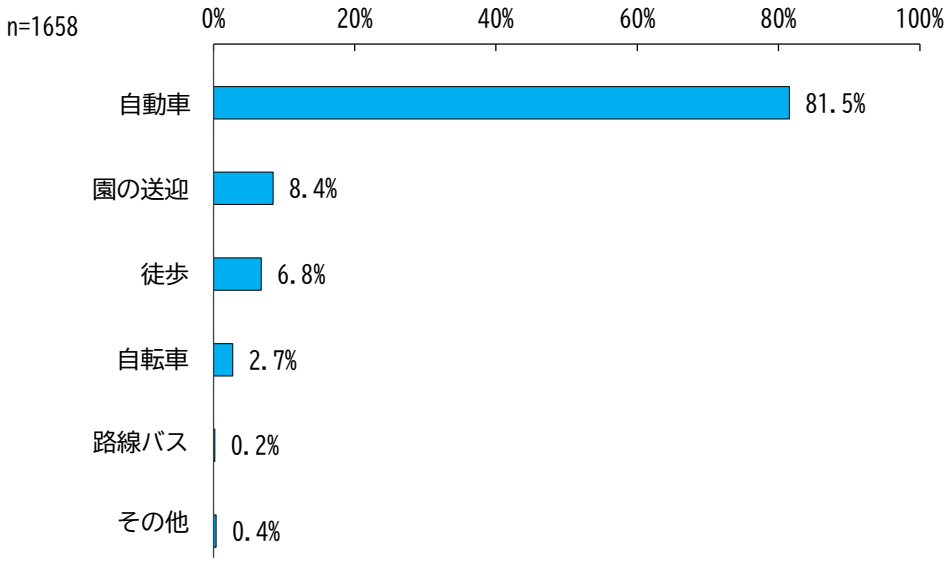
保護者の送迎手段としては「自動車」が 81.5%となっており、多くの人が車での送迎を行っています。

園の施設や設備に対する満足度は全体的に高い評価となっていますが、「駐車場・駐輪場スペース」についての不満が 6.1%となっており、他の項目と比べてやや高い傾向が見られます。

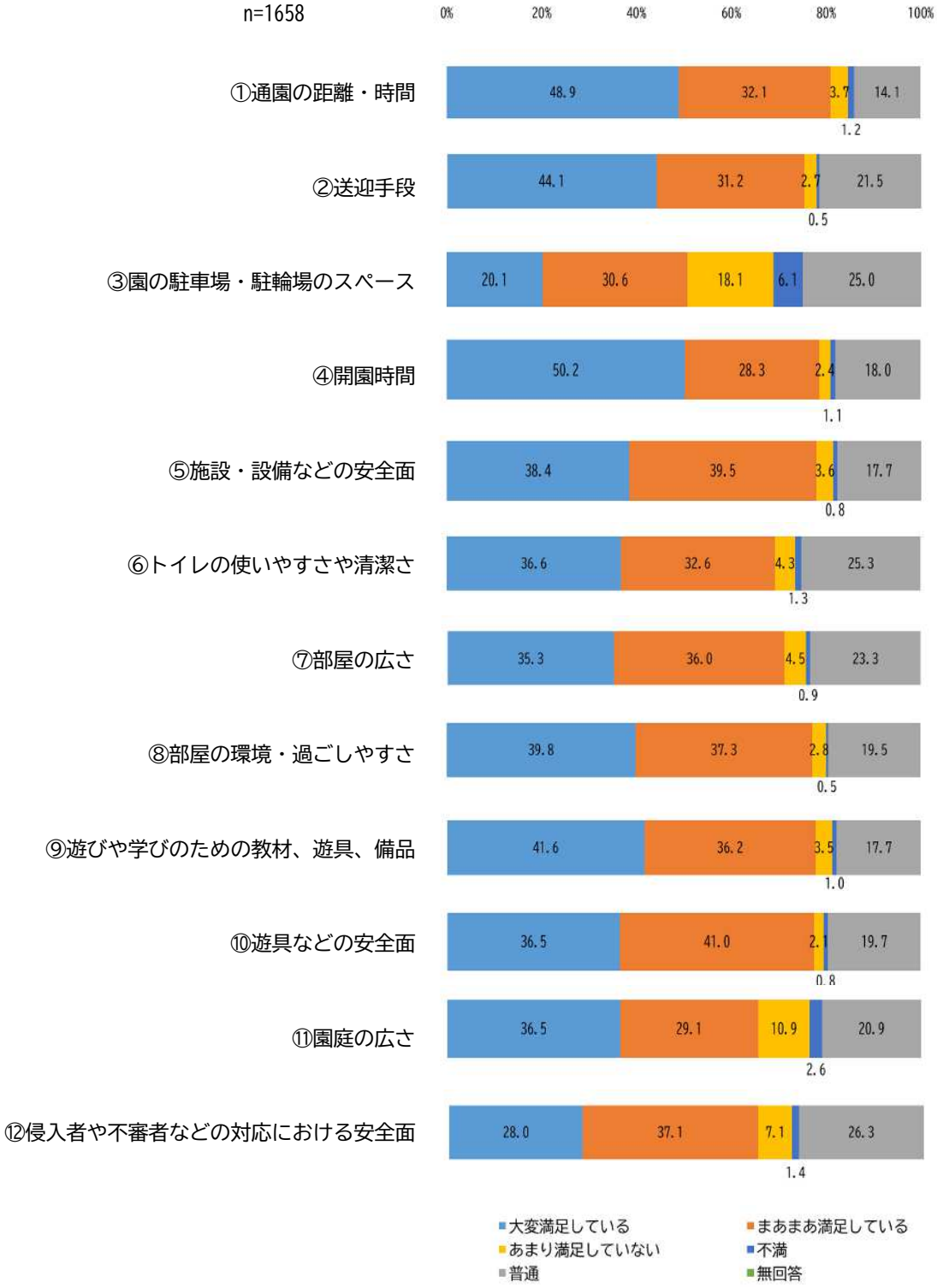
共働き世帯等が増える中、朝夕の限られた時間帯に送迎が集中することから、混雑や駐車スペースの不足が日常の課題となり、教育・保育の内容だけでなく、「日々の送迎が安全・スムーズに行えるか」という点も非常に重視されています。

こうした状況を踏まえ、今後の施設整備においては、建物の修繕や改修だけでなく、送迎動線の工夫や駐車・駐輪環境の整備も含めた総合的な視点で検討を進めていくことが必要です。

設問　あなたのお子さんが通っている幼稚園・保育園等までの主な移動手段はどれですか。（○は１つだけ）



設問　現在通園している園の施設や設備面についての満足度についてお答えください。
（○は１つだけ）

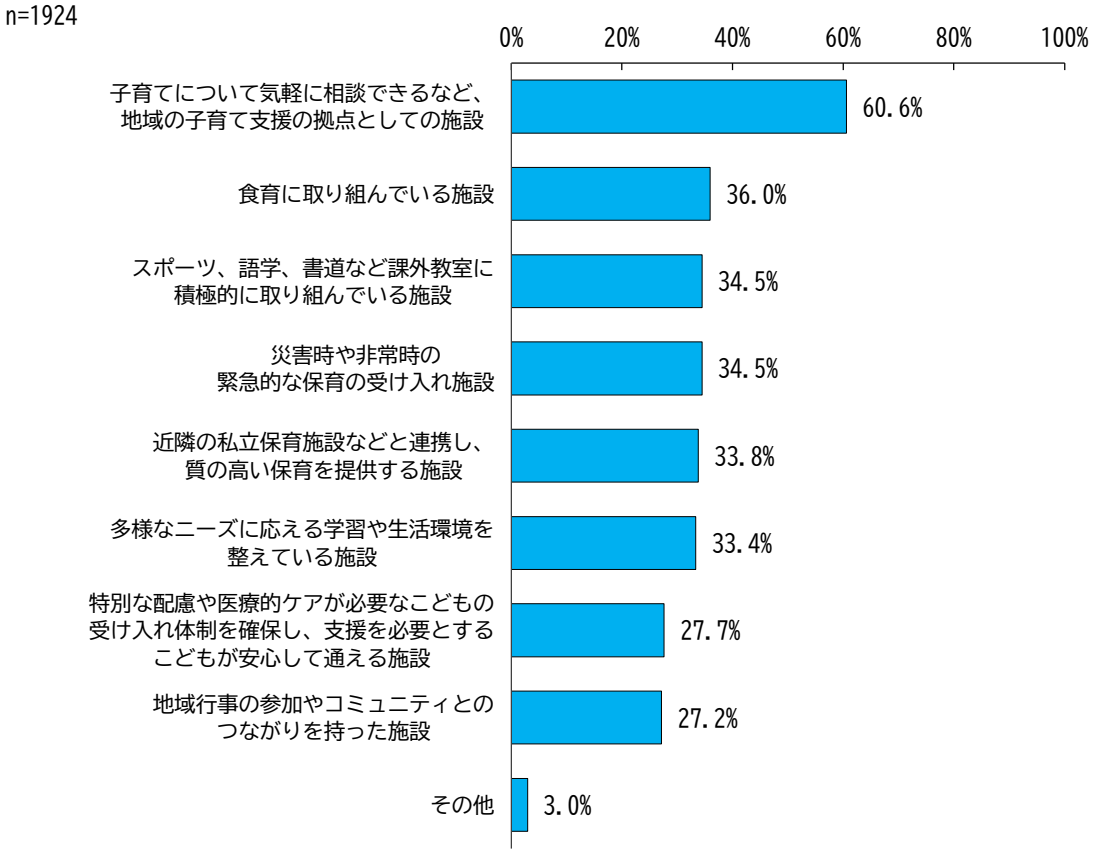


④　公立施設に期待する役割

公立幼稚園や保育園などに期待する役割やあり方について「子育てについて気軽に相談できるなど、地域の子育て支援の拠点としての施設」が 60.6%で最多となっています。次いで「食育に取り組んでいる施設（36.0%）」、「スポーツ、語学、書道など課外教室に積極的に取り組んでいる施設（34.5%）」、「災害時や非常時の緊急的な保育の受け入れ施設（34.5%）」が続いています。

このことから、保護者が公立施設に対して、日々の保育サービスの提供だけでなく、子育て相談や専門的な体験、非常時の防災拠点といった多様な役割を期待していることが伺えます。

設問　公立の幼稚園や保育園などの役割で、施設のあり方として希望する内容を選んでください。（複数回答）

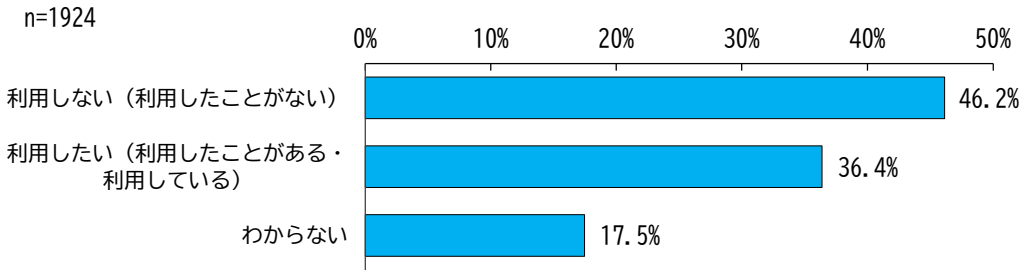


⑤　「補完機能」への取組

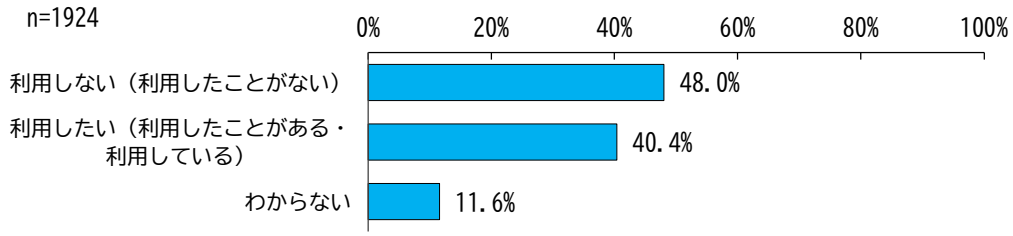
一時預かり事業を「利用したい」が 36.4%、病児保育事業[9]を「利用したい」が 40.4%、休日保育事業[10]を「利用したい」が 25.9%となっています。

通常保育では対応できない場面への支援として、地域内の教育・保育施設や事業者において柔軟に対応していくことが期待されていると考えられます。

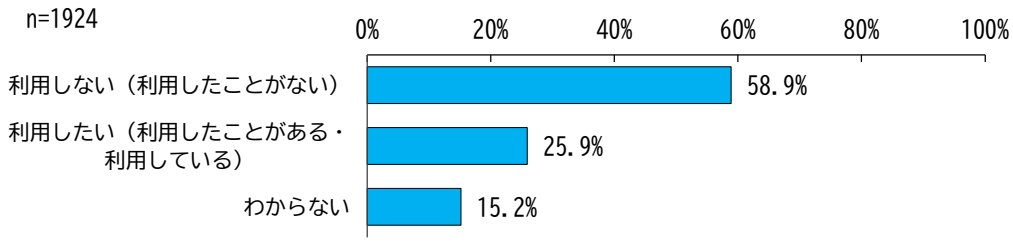
設問　一時預かり事業を利用したいと思いますか。（○は１つだけ）



設問　病児保育事業を利用したいと思いますか。（○は１つだけ）



設問　休日保育事業を利用したいと思いますか。（○は１つだけ）



[9] こどもが病気で保育園などに通えないにも関わらず、仕事を休めないなどの理由で、家庭での保育が困難な場合に、病院、保育園などの専用スペースで一時的に保育する事業。

[10] 日曜日や祝日において、仕事などにより家庭で保育を行うことが困難なこどもを保育する事業。

（２）　公立幼稚園・保育園の教員・保育士アンケート調査について

本計画を策定するに当たり、教育・保育の最前線でこどもたちと接している保育士および幼稚園教諭を対象として、現場で働く職員の意識や業務上の課題、今後の施設のあり方に対する意見を把握するためにアンケート調査を実施しました。

○　調査対象

次の施設に勤務する、任期付き職員または臨時的任用職員を除く正規職員のうち、現に就業している者。

富士市立幼稚園	富士市立保育園	富士市立認定こども園
富士市立小規模保育事業所	私立施設への派遣職員[11]	

○　調査期間

令和８年２月５日から令和８年２月 27 日まで

○　調査方法

インターネット調査

○　回収状況

施設種別	対象数	有効回答数	有効回答率
幼稚園	２９	２８	９６．６%
保育園	１３８	１３７	９９．３%
認定こども園	２１	２０	９５．２%
小規模保育事業所	８	７	８７．５%
派遣職員	５	４	８０．０%
合　計	２０１	１９６	９７．５%

○　調査結果の表示方法

・回答は各質問の回答者数（ｎ）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。

・一部の園で、休業中の職員が回答したため、有効回答率 100%を超過する場合があります。

[11] 公立保育園の民間移管に当たり、保育内容の円滑な引継ぎと保育の継続性を確保するため、民間移管した施設へ派遣した本市職員（保育士）。

○　調査結果と分析

①　支援を必要とするこどもの増加への対応

自園が抱える課題としては、「支援が必要なこどもの対応」が 74.5%で最も高くなっており、施設種別を問わず共通した大きな課題となっています。

発達面や行動面で特別な配慮を要するこどもが増えており、加配[12]の対象にはならないものの、集団生活の中で継続的なサポートを必要とするケースが増加しています。

こうした現状に対し、今後配置や連携が必要と考える専門職としては、「看護師（67.9%）」が最多で、次いで「言語聴覚士（38.3%）」「こども家庭ソーシャルワーカー（37.2%）」「臨床心理士（28.6%）」の順となっています。

これらの調査結果から、公立施設が地域における発達支援や医療的ケア、家庭支援の受け皿となり、専門的なケアを提供する役割を担っていく必要があると認識されています。

②　慢性的な人員不足と保育の持続可能性への懸念

２番目に高い割合となったのは「職員の不足」で 60.4%に上り、特に保育園においては 71.5%に達しています。

自由記述では、「休暇取得時の代替職員の不在」「主任による現場支援と管理業務の兼務」「フリー職員の不足」「一時預かり、預かり保育への対応による負担」といった具体的な課題が挙げられました。

さらに、「法律上の配置基準は満たしているものの、実際の質の高い保育の展開には不十分である」との指摘もありました。

③　専門サービス拡充と人員体制の矛盾

保護者の要望が高いと感じる項目については、「預かり保育や延長保育の拡充」が 64.3%となっています。しかしながら、保護者からの要望がある一方で、「職員の不足（60.4%）」などを理由に、実際の対応は困難であると認識されています。

自由記述では、「人員確保が前提である」「専任職員の配置が必要」「現場が疲弊する」「在園児への保育の質が低下する」といった、体制面や保育の質への懸念がありました。

今後の取組としては、専門的なサービスに対応可能な園を拡充していくため、公立施設がどのサービス事業を重点的に担うべきか、役割の整理を進める必要があります。

④　施設老朽化と施設環境整備について

施設の老朽化については、職員の 38.5%が課題として挙げています。

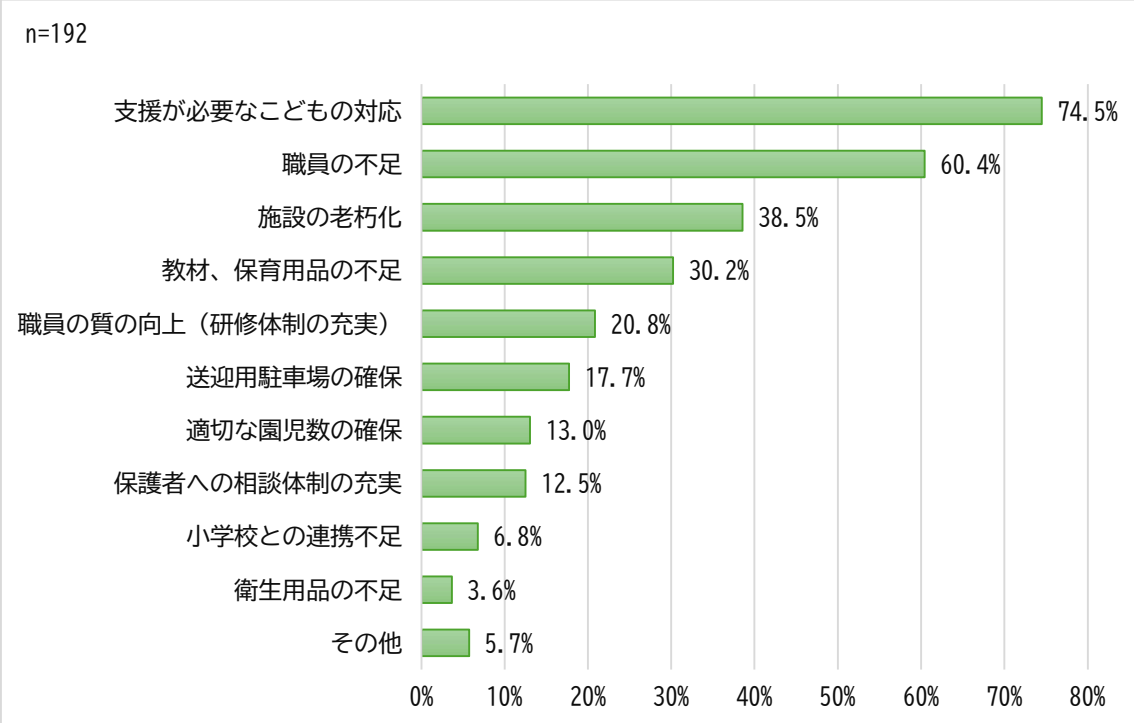
自由記述では、「保育室が狭い」「園庭が狭い」といった空間的な制約に加え、「建物

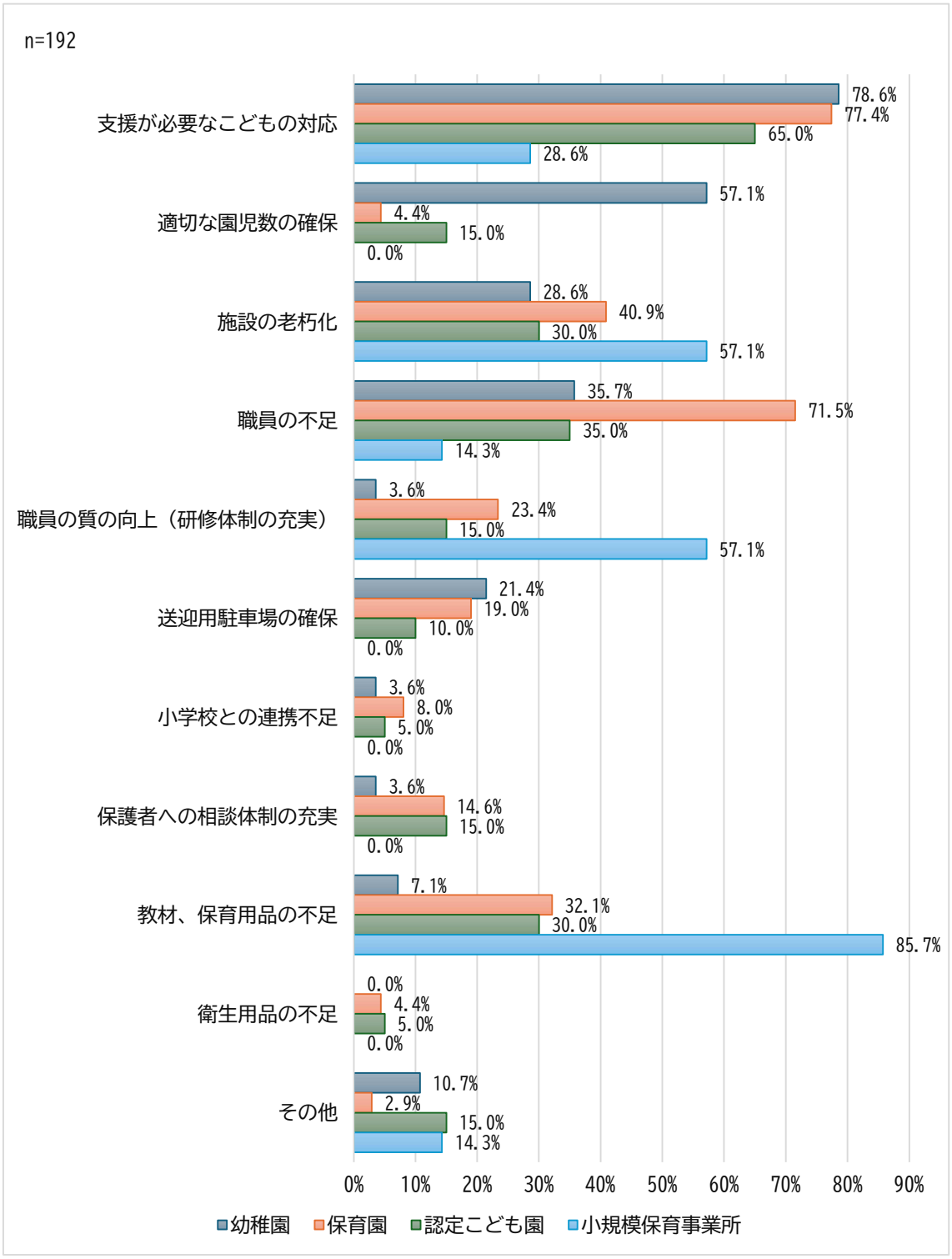
[12] 一人ひとりの状況に合わせて手厚くサポートするために配置する保育士等のこと。

の構造上、死角が多い」「防犯面への不安」など、安全管理上の課題に関する具体的な意見が寄せられました。

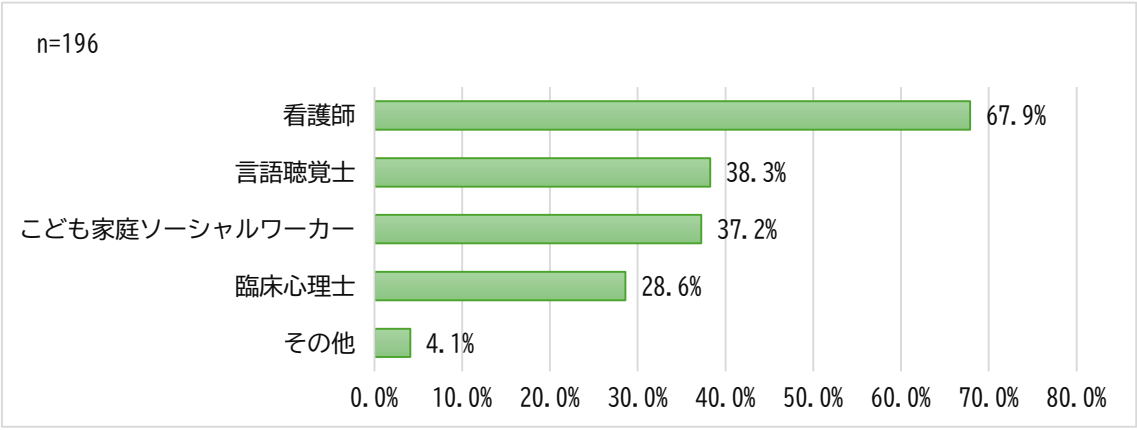
施設の老朽化への対応にあたっては、「安全性の向上」「支援児対応スペースの確保」「防災・防犯上の環境整備」「保育室の改善」の観点から、施設の再整備について検討を進めていく必要があります。

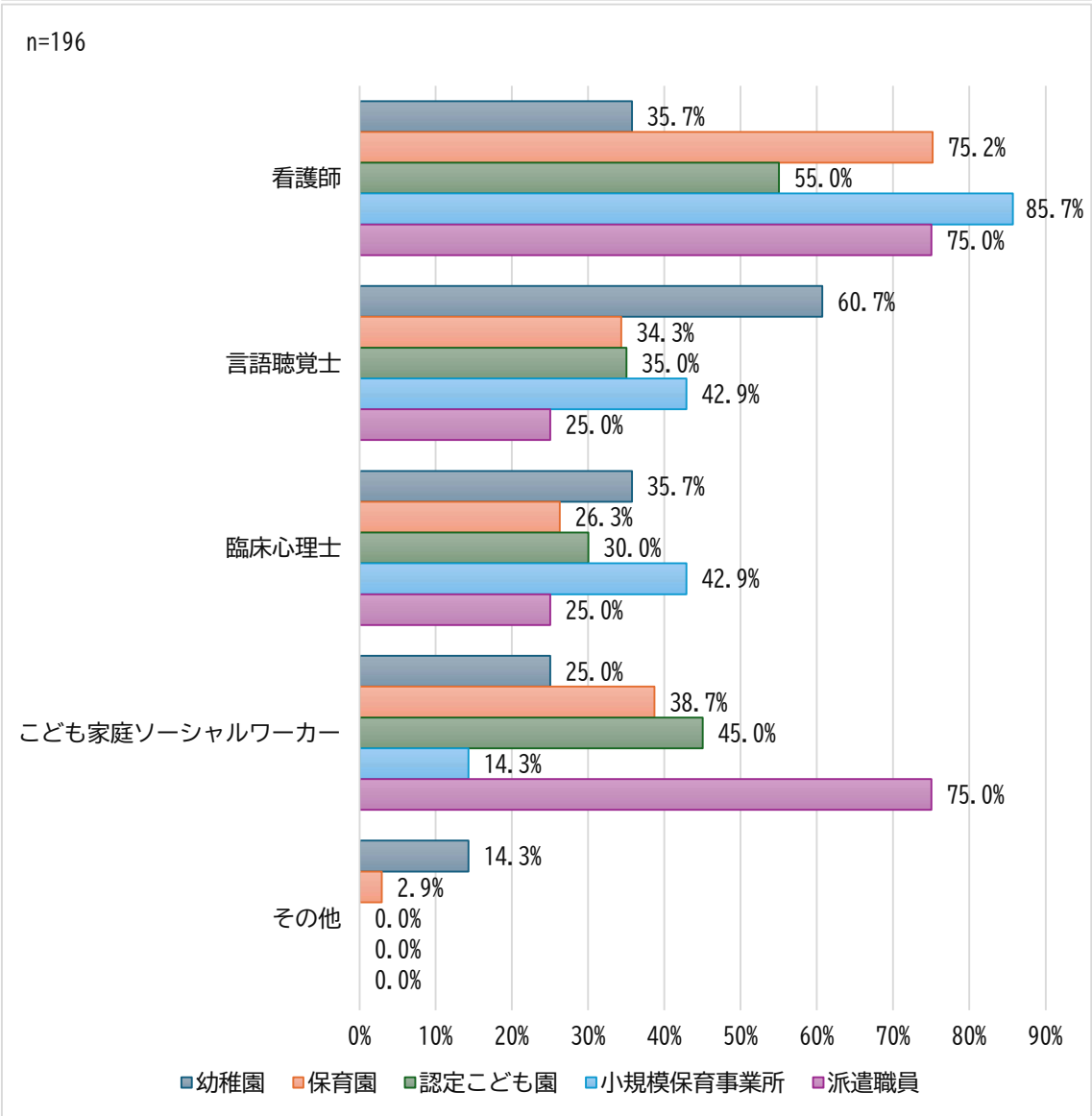
設問　自園において課題と感じることを選んでください。（複数回答可）




n=192
支援が必要なこどもの対応
78.6%
77.4%
65.0%
28.6%
適切な園児数の確保
57.1%
4.4%
15.0%
0.0%
施設の老朽化
28.6%
40.9%
30.0%
57.1%
職員の不足
35.7%
71.5%
35.0%
14.3%
職員の質の向上（研修体制の充実）
3.6%
23.4%
15.0%
57.1%
送迎用駐車場の確保
21.4%
19.0%
10.0%
0.0%
小学校との連携不足
3.6%
8.0%
5.0%
0.0%
保護者への相談体制の充実
3.6%
14.6%
15.0%
0.0%
教材、保育用品の不足
7.1%
32.1%
30.0%
85.7%
衛生用品の不足
0.0%
4.4%
5.0%
0.0%
その他
10.7%
2.9%
15.0%
14.3%
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
幼稚園
保育園
認定こども園
小規模保育事業所

設問　これからの幼稚園・保育園等において、より専門的な支援を行うために必要と思われる職種（職員）を選んでください。（複数回答可）





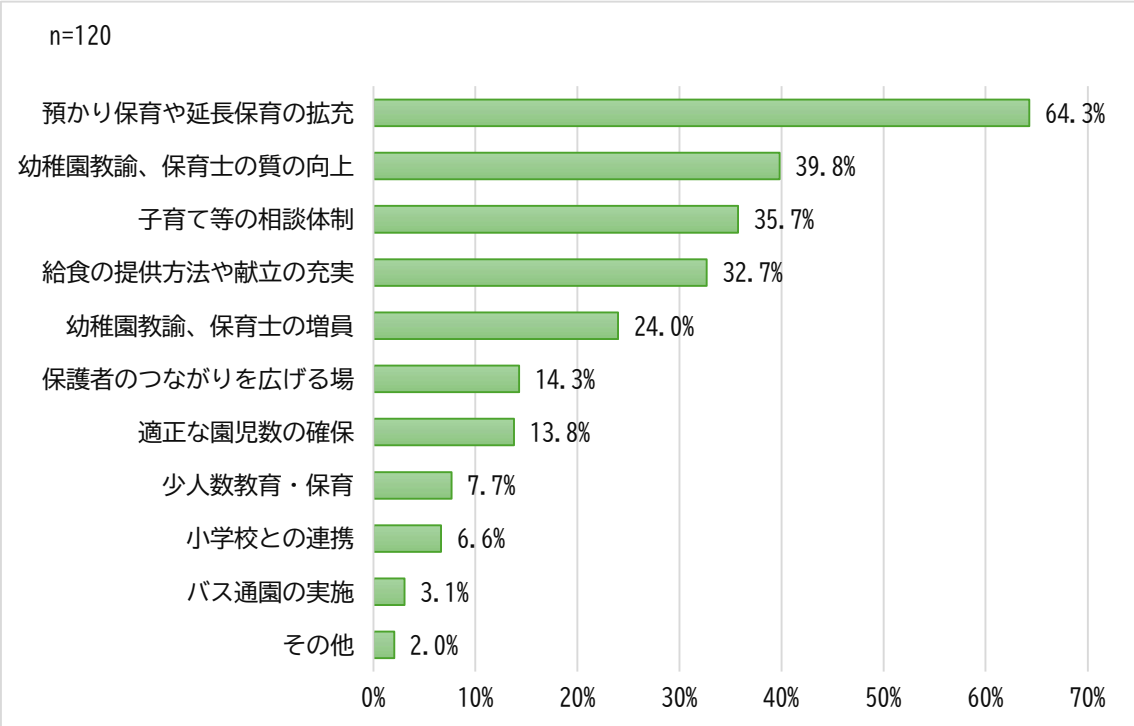
⑤　研修の必要性と受講環境の不足

保護者の要望が高いと感じる項目については、「幼稚園教諭、保育士の質の向上」が39.8%となっています。

自由記述では、「研修時間が確保できない」「代替職員がいない」「保育業務から離れられない」「非正規職員が参加しにくい」といった意見が寄せられており、研修を受講できる体制の確保が大きな課題となっています。

特に、支援児対応や発達支援に関する専門的な研修へのニーズは高く、今後は研修機会の充実と、それを支える人材確保を一体的に進めていく必要があります。

設問　運営、サービス面において保護者の要望が高いと感じることを選んでください。（複数回答３つまで）

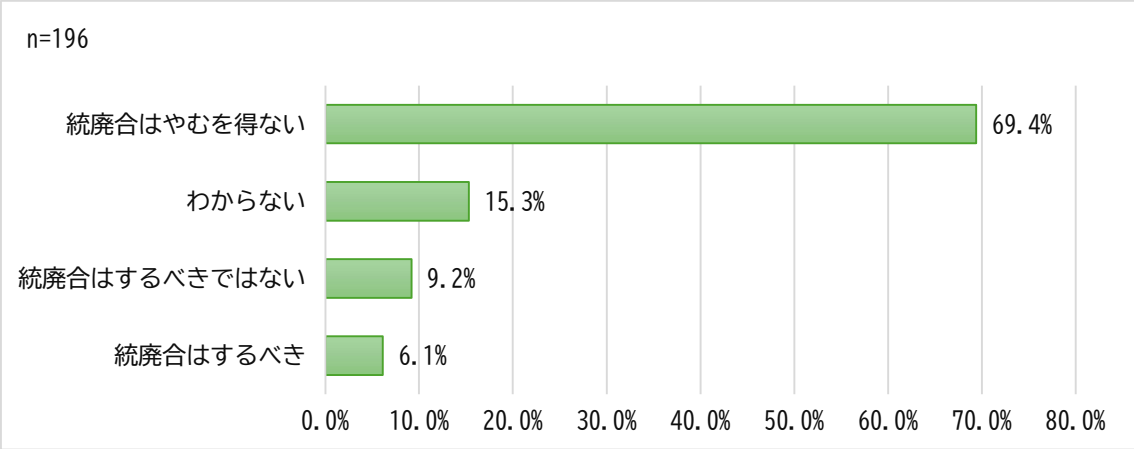


⑥　公立施設の統廃合について

公立施設の統廃合については、「統廃合はやむを得ない」とする回答が69.4%を占めています。その理由としては、「少子化の進展」や「園児数の減少」のほか、「保育士不足」「施設管理費の負担」などが挙げられています。

一方で、自由記述における統廃合への懸念点としては、「送迎距離の増加」や「地域とのつながりの喪失」、「集団の大規模化による保育の難しさ」「職員の負担増加」といった具体的な課題が指摘されています。

設問　公立幼稚園や保育園などの定員の見直しや施設数（統廃合（認定こども園化を含む））について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。（○は１つだけ）



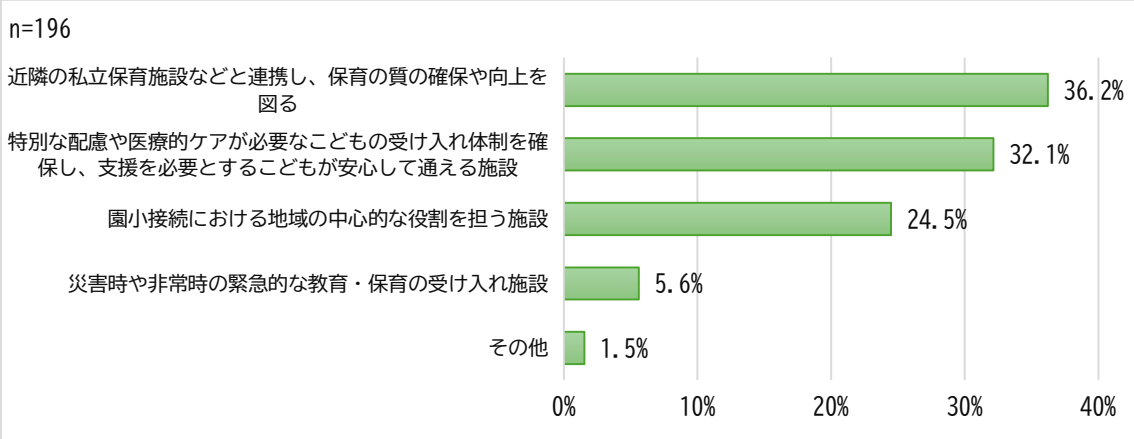
⑦　公立施設の役割について

公立施設に求められる役割としては、「近隣の私立施設などと連携し、保育の質の確保や向上を図る」が 36.2%で最も高くなっています。次いで「特別な配慮や医療的ケアが必要なこどもの受け入れ体制を確保し、支援を必要とするこどもが安心して通える施設」が 32.1%、「園小接続における地域の中心的な役割を担う施設」が 24.5%となっています。

また、自由記述においても、「特別支援」「家庭支援」「虐待予防」「医療的ケア」といった多角的な対応を求める意見が多く挙げられました。

これらの結果から、公立施設の職員自身が、支援を必要とするこどもや家庭を包括的に支える「地域のセーフティネット」こそが、公立施設が果たすべき重要な役割であると認識していることが分かります。

設問　公立施設の役割として強化すべきことで、あなたの考えに最も近いものを選んでください。（○は１つだけ）



（３）　他の地方公共団体における取組等の調査

本計画の策定に当たり、実効性の高い計画とするための比較・検討資料として本調査を実施しました。

本市と人口規模や地域課題が類似する地方公共団体を対象に、公立施設の持続可能な運営に向けた独自の取組内容や再編・適正配置の状況について情報収集を行いました。これらの先進事例や共通する課題を分析し、本市における今後の公立施設のあり方や施策展開の参考として活用します。

○　調査期間

令和８年３月 27 日から令和８年４月 10 日まで

○　調査方法

メールでの添付ファイルによる回収

○　回収状況

対象団体数	回答数	回答率
38	30	78.9%

○　調査結果の表示方法

回答は各質問の回答者数（ｎ）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。

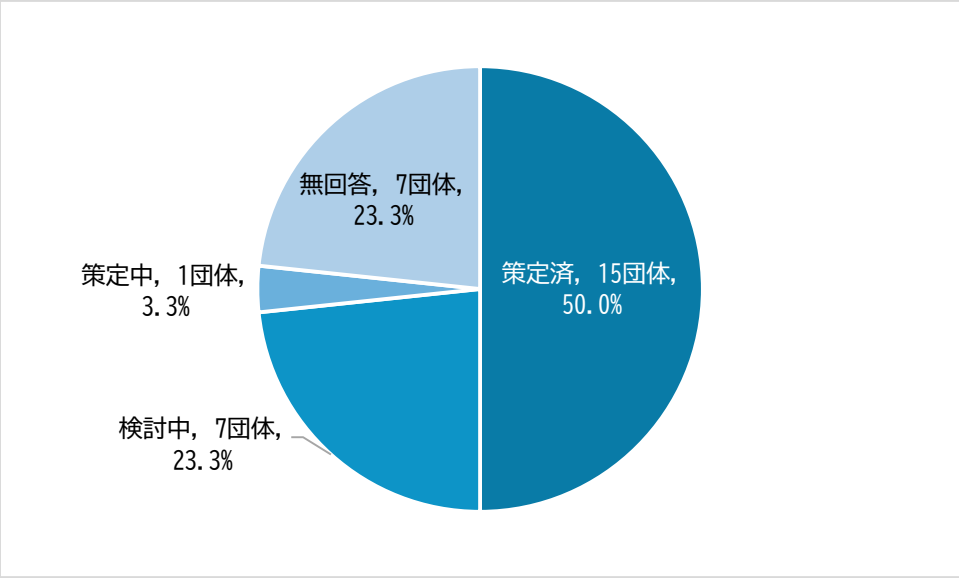
○　調査結果から見える公立施設における持続可能性確保のあり方

①　公立施設のあり方、再配置（再編）等計画の策定状況

公立施設のあり方又は再配置（再編）等の計画、方針等の策定状況について、「策定済」が 15 団体（50.0%）となっています。「策定中」が１団体（3.3%）となっています。

※本市策定済

設問　公立教育・保育施設のあり方又は再配置（再編）等の計画、方針等の策定状況

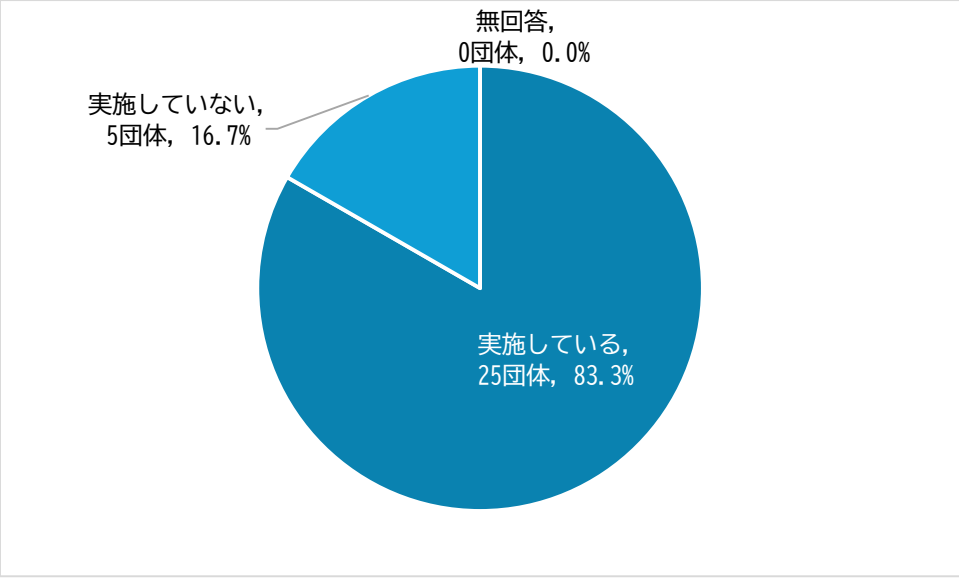


② 公立施設における各事業の実施状況（各事業の実施状況（令和８年３月 31 日時点））

「一時預かり事業」については、「実施している」が 25 団体（83.3%）となっています。

※本市実施中

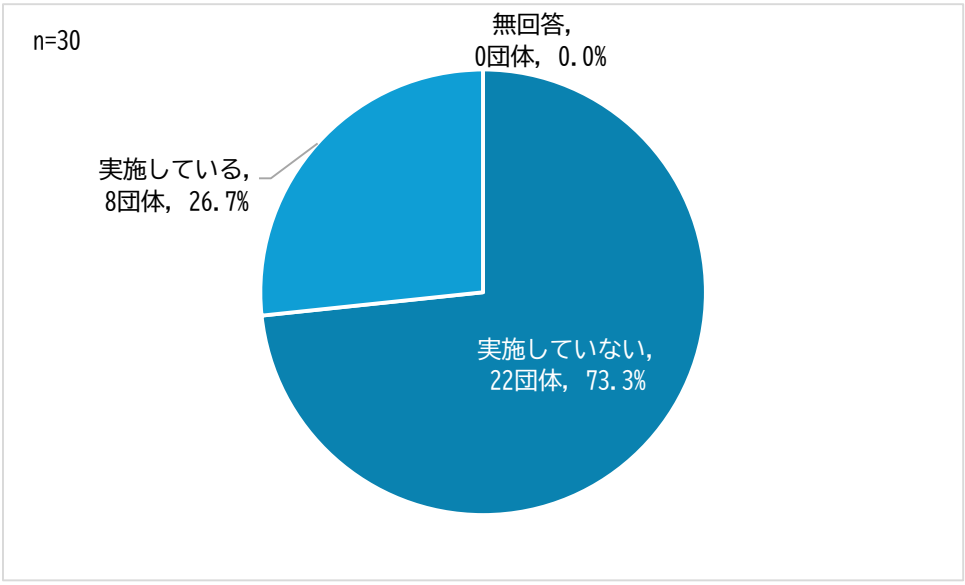
設問　公立：一時預かり事業（一般型）



「病児・病後児保育事業」については、「実施している」が８団体（26.7%）となっています。

※私立施設にて実施

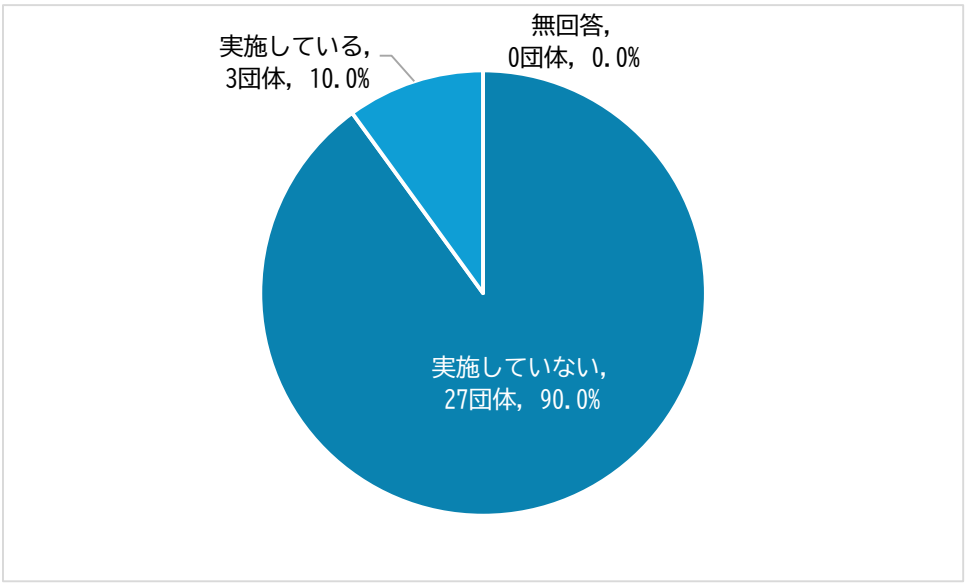
設問　公立：病児保育事業（病児・病後児保育）



「休日保育事業」は、「実施している」が３団体（10.0%）となっています。

※私立施設にて実施

設問　公立：休日保育事業



本市では、公立施設のあり方や再配置（再編）等の計画を策定済みです。

「一時預かり事業」については公私立を問わず多くの事業者で実施していますが、「病児・病後児保育事業」および「休日保育事業」については公立施設で未実施の状況です。

今後は、主に私立施設が担っている「病児・病後児保育事業」や「休日保育事業」について、公立施設での実施の必要性や体制整備に向けた検討をしていく必要があります。

（４）　懇話会における意見の集約

将来を見据えた公立教育・保育施設が果たすべき役割や望ましい施設のあり方、並びに本市が設定する区域ごとの適正な施設数等について、多角的な視点から意見や助言をいただくため、「富士市公立教育・保育施設あり方懇話会」を設置しました。

本懇話会では、教育・保育の学識経験者、公私立施設の保護者、富士商工会議所関係者、教育・保育施設の園長、高校生、公募委員が参画しました。

市民・職員アンケートの結果や他自治体の先行事例、本市の将来人口推計などを基に、計画の実効性と妥当性を高めるための検討を深め、次のような意見の集約と認識の共有を行いました。

ア　懇話会における主な意見と公立施設に求められる役割

○保護者の就労環境の変化への対応

保護者の就労環境の変化に関連して、「預かり保育の時間延長」や「開園時間の拡充」、「認定こども園化」などについて多様な意見が出されました。

共働き世帯等の増加や働き方の多様化に伴い、長時間保育に対するニーズが一段と高まっていることが指摘され、預かり保育の時間を延長するだけでなく、認定こども園化を推進することで教育と保育の双方の機能を備えた受け皿が確保され、長時間利用への柔軟な対応が可能になるとの意見が示されました。

これらの議論を通して、公立施設には保護者の就労と子育ての両立をしっかりと支える施設としての役割が強く期待されていることが確認されました。

○希望する園への入園に関する課題

待機児童[13]や保留児童[14]対策においては、単に「どこかの園に入園できるか」という定員確保の問題だけでなく、「希望する園に入れないこと」自体が課題として挙げられました。

希望する園に入園できないことにより、兄弟姉妹が別々の園に通うことになったり、

---

[13] 保育園等の利用申込みをしたが、希望する園に入れていないこどものうち、「他の保育施設の利用」「育休延長」「特定園のみの希望」などの除外条件に該当しないこども。

[14] 保育園や認定こども園等に利用申込みをしたが、希望する園に入れず、入園を保留されているこども。

通園距離・時間が長くなったりするなど、家庭生活の負担が非常に大きいとの意見が出されました。市民アンケートにおいても同様の意見が多く見られ、希望する施設への入園は、送迎のしやすさや生活動線の確保、円滑な家庭運営の観点から、極めて重要であることが確認されました。

今後は、単なる枠組としての定員確保にとどまらず、保護者や家庭の負担軽減という視点をしっかりと組み込んだ入園調整や施設配置の検討を進めていく必要性が示されました。

○特別支援ニーズへの対応

コロナ禍以降に発語の遅れを感じるこどもが増えていることや、言葉や発音に関する専門的な支援ニーズが年々高まっていることが指摘されました。また、小学校での学びや生活への円滑な接続を図るためにも、幼児期からの早期支援が極めて重要であるとの意見が出されました。

また、教育・保育施設への巡回支援の拡充をはじめ、保護者への丁寧な相談支援、さらには就学に向けた支援内容や成長の記録の適切な引き継ぎといった機能の充実を求める意見も挙がりました。

これらの意見を通して、公立施設には日々の教育・保育を提供する場にとどまらず、地域と専門機関（こども発達センター等）をスムーズにつなぐ役割が期待されていることが確認されました。

○セーフティネット機能の充実

公立施設が果たすべき重要な役割の１つとして、社会的な支援を必要とする家庭や、多様な課題や生きづらさを抱えるこどもを確実につなぎ支える「セーフティネット機能」についても、多くの意見が寄せられました。

具体的には、災害時における緊急保育の実施やエッセンシャルワーカー[15]のこどもへの支援、医療的ケア児への対応、外国にルーツを持つ家庭への支援の充実などが挙げられました。

多様な課題が生じた際に、地域のセーフティネット拠点として迅速かつ柔軟な対応が求められており、公立施設には私立施設だけでは対応が難しい「公的責任に基づく補完的な役割」が期待されていることが確認されました。

○情報発信と相談体制の強化

子育てに関する制度や多様なサービスの情報が、必ずしも市民へ十分に伝わっていない現状についても指摘がありました。

---

[15] 医療、介護、福祉や物流、交通、電気、ガス、水道など、社会生活の維持に必要なサービスを担う職種の従事者のこと。

具体的には、「保育コンシェルジュの相談予約が取りにくい」「幼児教育・保育の無償化[16]の制度が十分に周知されていない」「園選びに必要な比較情報が不足している」「制度そのものが複雑で分かりにくい」といった切実な意見が挙げられました。

必要な支援制度やサービスを全てのこどもや家庭が適切に活用できるよう、情報発信の手法や相談体制の充実を図る必要があるとの意見が示され、保護者目線に立った分かりやすい情報提供と、誰もが気軽にアクセスできる相談機会の確保は、本市における重要な取組課題であるとの認識を共有しました。

イ　公立施設適正化等における意見

○再編・統廃合の検討に当たっての基本的な考え方

公立施設の再編・統廃合の検討においては、単に「再編すべきか否か」という二者択一の検討をするのではなく、再編を検討する際にどのような視点や考え方を持つべきかについて、意見が交わされました。

出生数や利用児童数の減少をはじめ、保育士等の職員の確保の困難化、施設の老朽化といった客観的な課題を踏まえ、公立施設の再編や適正化自体は避けられない現実であるとの認識が共有されました。

その一方で、単に施設数の削減を目的とした「再編ありき」の進め方ではなく、「公立施設における教育・保育をいかに将来にわたって維持・確保するか」という視点こそが最も重要であるとの意見が多く出されました。公立施設がこれまで果たしてきた役割や教育・保育の質を維持すること、地域ごとの特性に配慮すること、そして利用者への影響を十分に考慮することを前提として、検討を丁寧に進めていくべきであるとの考え方が共有されました。

○災害対応拠点としての役割

公立施設の持続可能性を考えるうえでは、災害時の地域拠点としての機能も重要な要素として挙げられました。

統廃合を検討する際には、施設運営の効率性だけでなく、ハザードマップとの整合性や河川浸水リスク、学校施設との位置関係など、防災上の観点も十分に考慮すべきであるとの意見がありました。

そのため、公立施設の再編については、平常時の運営のみならず、災害発生時に地域を支える機能を踏まえた検討が必要であることが確認されました。

---

[16] ３歳から５歳までの全てのこどもと０歳から２歳までの住民税非課税世帯のこどもを対象に、保育園や幼稚園の利用料を無償化し、共働き家庭などには幼稚園等の預かり保育料を上限つきで補助する制度。

○園小接続と地域づくりの視点

小学校との円滑な接続や、地域全体を見据えた施設づくりの重要性についても意見が交わされました。

こどもの健やかな成長を切れ目なく支援していくためには、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との接続を強化し、相互の学びや支援の連続性を高める「園小接続」をより一層推進していく必要があるとの意見が示されました。

また、公立施設の再編検討に当たっては、教育・保育施設単独で考えるのではなく、小中学校などの学校施設や地域の各種公共施設を含めた「公共施設全体の最適化および持続可能な地域づくり」という広い視野の中で位置付け、検討を進めていくべきであるとの考え方が共有されました。

○保護者の視点に立った検討

「公立施設を減らす」という財政負担の軽減に起因する発想ではなく、保護者や子育て世帯の視点にしっかりと立った検討を行う必要性についても、数多くの意見が出されました。

各施設がこれまでに培ってきた教育・保育の特色や、地域の中で果たしてきた役割を十分に踏まえたうえで、利用者であるこどもたちや保護者にとって魅力ある教育・保育環境をいかに維持・発展させていくかを検討すべきであるとの意見が示されました。

この検討を通じて、質の高い子育て環境を整備することが、結果として子育て世帯の定住促進や地域全体の魅力向上・活力創出につながるとの認識が共有されました。

５　公立教育・保育施設の持続可能性確保の方針

（１）　基本理念

本市における急速な少子化の進行や就労環境の変化、子育てニーズの多様化・高度化を踏まえ、公立教育・保育施設には、これまでの「量の確保」や単なる「施設数の調整」にとどまらない役割の転換が求められています。

市民や職員へのアンケート調査、他自治体との比較調査、そして懇話会における多角的な審議を通して、これからの公立施設は、今まで以上に私立施設と連携・補完し合いながら、「セーフティネット機能」や「地域の子育て拠点」としての役割を重点的に担っていく必要があります。

本市では、こうした調査結果や現場・地域の声を受け止め、全てのこどもの「最善の利益」を最優先とし、「こどもまんなか」の視点に立った以下の基本理念のもと、持続可能で魅力ある教育・保育環境の構築に向け、各種施策を計画的に推進していきます。

ここで育ち、ここが育てる。

～質の高い教育・保育と重層的な支援で紡ぐみんなの歩み～

（２）　基本方針

本計画の基本理念に基づき、公立教育・保育の持続可能性を確保するに当たっての基本方針を以下のように定めます。

基本方針１　必要な「量の確保」と「質の確保」の重点化

国においては、急激な少子化の進行や多様化する保育ニーズを受け、施設整備等による保育の「量の確保」から、こども一人ひとりに対する幼児教育・保育の「質の確保・向上」へと大きく舵を切っています。

本市においても、中長期的な人口減少を見据え、政策の軸足を「量から質へ」と移行していく必要があります。しかしながら、現在も年度途中における待機児童や保留児童が発生している実態を踏まえ、まずは必要な保育の量を確実に確保し、保育を希望する誰もが安心して預けられる体制の構築を維持します。

そのうえで、これまで培ってきた教育・保育の実践力を基盤に、こども一人ひとりに寄り添う「質の向上」や安全な保育環境の確保を推進し、「必要な量の確保」と「質の向上」を両立した持続可能な教育・保育の提供を目指します。

基本方針２　地域のセーフティネット機能の強化

地域全体の教育・保育をともに支える私立施設との適切な役割分担と連携を図り、公立施設ならではの行政機関が果たすべき役割（セーフティネット機能）を明確化します。

特別に配慮を必要とするこどもへの対応、医療的ケア児の受入、外国にルーツを持つ家庭への支援、さらには子育てへの不安や虐待リスクを抱える要支援家庭への相談支援など、行政機関としての高度な専門性や関係機関との深い連携が求められる分野を中心に、公立施設としてこれらを確実に支え、地域全体の安心を担保するセーフティネット機能を一層強化していきます。

基本方針３　地域全体で支える子育て環境づくり

公立施設と私立施設がそれぞれの強みや役割を発揮し、相互に連携・補完し合う関係性をさらに深化させます。

公私の枠を超えた専門的知見の共有や研修等を通じて市全体の教育・保育水準の底上げを図るとともに、小学校や地域関係機関とのネットワークを構築し、地域全体でこどもの育ちと子育て家庭を温かく見守り支え合う安心の環境づくりを推進します。

基本方針４　持続可能な提供体制の構築

少子化の加速や公共施設の老朽化が進む中、将来にわたり質の高い教育・保育を安定して提供し続けるためには、公立施設全体の資源の効率化を図ることが不可欠です。

本市では、限られた人的・財政的資源を最大限かつ効果的に活用するため、人口動態や園小接続、地域の利用ニーズを踏まえた客観的な基準に基づく施設の適正配置や教育と保育を一体的に提供し保護者の働き方の変化にも柔軟に対応できる「認定こども園化」などの再編を計画的に推進していきます。

再編の実施に当たっては、単なる「施設数の削減」を目的とするのではなく、セーフティネット機能や地域子育て拠点としての機能を強化し、こどもや保護者への影響に十分配慮することを前提とします。これにより、次世代へ確実に引き継ぐことができる持続可能な教育・保育の提供体制を構築します。

6　展開する施策

（1）　持続可能で質の高い教育・保育の提供に向けた取組

基本理念であるこどもの「最善の利益」を最優先とした「こどもまんなか」の視点に立つとともに、本計画の目標年次である令和 18 年度までに、地域全体の教育・保育の質の向上させるため、基本方針に基づき各種取組の拡充・強化を推進していきます。

これまで培ってきた専門的な実践力を基盤に、セーフティネット機能の強化や公私連携・園小接続の推進、保護者目線に立った相談・情報発信体制の充実などを通じて、持続可能で質の高い教育・保育の提供に段階的かつ計画的に取り組みます。

○適正な教育・保育提供区域の設定

①　区域の見直し

◆　方向性：　児童数および公立施設数の減少を踏まえ、令和 12 年度からの「第四期子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて、区域の見直しを検討します。

◆　要　旨：　地域の実情に応じた持続可能で効果的な提供体制を構築し、サービス水準の維持・向上を図ります。

○多様な保育ニーズ・待機、保留児童への対応

②　預かり保育事業の拡充

◆　方向性：　公立幼稚園および認定こども園（１号認定）において、預かり保育の実施時間を段階的に延長します。

◆　要　旨：　保護者の就労形態の多様化や長時間の預かり要望に応え、利用しやすい環境を整備します。

③　延長保育事業の実施時間統一

◆　方向性：　全ての公立保育園・認定こども園（２・３号認定）で延長保育時間を統一します（保育短時間：16:30～19:00　/　保育標準時間：18:00～19:00）。

◆　要　旨：　施設ごとの開園時間の差を解消し、利用者の利便性向上と保育提供の公平性を確保します。

④　専門職の配置又は連携による取組強化（新規事業を含む。）

◆　方向性：　医療的ケア児に対する対応、言語発達および子育て家庭等への支援を強化するため、看護師等の専門職の配置又は連携を推進します。

◆　要　旨：　安全衛生体制の充実および「ことばの教室」支援を強化し、各園・職員への研修や相談・情報共有の質を向上させます。

⑤　年度途中待機児童の解消（新規事業）

◆　方向性：　定員を一時的に超えた受入に加え、「待機児童専用一時預かり事業」を新規に実施します。

◆　要　旨：　年度途中に待機児童となったこどもを受け入れる枠組を整え、急な保育需要へ的確に対応します。

◯誰ひとり取り残さない教育・保育への取組

⑥　ことばの教室の各区域設置と個別の訪問指導

◆　方向性：　身近な地域で適切な指導を受けられるよう全区域に「ことばの教室[17]」を設置し、通級が困難なこどもには、個別に園への訪問指導を実施します。

◆　要　旨：　発達や言葉に心配のあるこどもが、継続的に適切な支援を受けられる環境を整えます。

⑦　医療的ケア児の受入体制強化

◆　方向性：　看護師等の職員研修の実施による知識・技術向上を図るとともに、医療機関・関係機関との連携を強化します。

◆　要　旨：　安全かつ円滑な受入を行い、保護者が安心して利用できる継続的な支援体制を築きます。

⑧　外国にルーツを持つこどもおよび保護者への支援

◆　方向性：　翻訳機等による多言語対応に加え、写真・イラスト・ピクトグラムを活用した生活ルールの視覚化や、不安を受け止める相談支援を強化します。

◆　要　旨：　こどもの言語的・文化的背景を尊重し、誰もが安心して過ごせる保育環境を整えます。

⑨　「架け橋プログラム」に基づく「園小接続」の強化・持続化

◆　方向性：　架け橋プログラムの運用に加え、年長児と小学１年生の交流機会の拡充、年長担任と１年担任による合同研修・協議の場を教育委員会と連携して進めていきます。

◆　要　旨：　就学に向けた情報共有と引き継ぎを徹底し、こどもの育ちと学びの連続性を確保します。

⑩　カームダウン（静養）エリアの設置促進

◆　方向性：　未設置の園においても、施設環境やこどもの実情を勘案しながらカームダウンエリア（パニックや不安時に落ち着ける静かな空間）の設置を推進します。

---

[17] 言葉や発音につまずきをもつこどもに対し、遊びを通してそのつまずきを緩和し、楽しく話ができるように、支援・指導する事業

◆　要　旨：　こども一人ひとりが感情を整え、安心して過ごせる環境づくりを進めます。

○質の高い保育を支える専門性の展開と働きやすい環境づくり

⑪　区域ごとの公立施設の役割強化

◆　方向性：　各区域の公立施設が拠点となり、合同研修・公開保育・園小接続等を牽引します。また、災害発生時等には、エッセンシャルワーカーの就労を支えるため、私立施設への支援を含めた中核施設として活用します。

◆　要　旨：　区域内の教育・保育の質の向上と連携強化を図り、全区域で共通の高品質な保育サービスを提供します。

⑫　アドバイザーによる巡回支援の取組強化

◆　方向性：　乳幼児保育、特別支援、架け橋期、栄養等のアドバイザーの役割を明確化し、所属を「課所属」へ集約・一体化して公私立施設へ巡回支援・研修を実施します。

◆　要　旨：　機動的・専門的なアドバイスにより、安全対策、事故防止、特別支援、園小接続などの取組を強化します。

⑬　ノンコンタクトタイムの導入（新規事業含む。）

◆　方向性：　記録・準備・打合せ・研修等のための「ノンコンタクトタイム（保育から離れる時間）」を確保するため、人員体制の整備や業務の集約・簡素化を進めます。

◆　要　旨：　保育士等の事務作業に係る時間を確保し、日々の保育の振り返りや次の展開に向けた準備を行うことで、一人ひとりに寄り添った質の高い保育に繋げます。

○持続可能な保育人材の確保と育成

⑭　業務負担軽減を通じた働きやすい職場づくり

◆　方向性：　保育ＤＸの推進や業務プロセスの見直し等により、保育士等の業務負担軽減を推進し、安心して長く働き続けられる職場環境を整えます。

◆　要　旨：　デジタル活用を一層定着・発展させることで業務負担の軽減を図り、保育士等がこどもと向き合う時間を十分に確保します。

⑮　保育人材確保・育成の取組強化

◆　方向性：　就職相談会や各種研修の実施に加え、公立施設と私立施設の職員による交流や合同意見交換会を開催します。

◆　要　旨：　情報共有とネットワーク形成を促進し、市全体での保育の質向上と職場定着を図ります。

⑯　キャリア教育の充実

◆　方向性：　高校生等に対する職業講話、職場見学・体験機会の拡充、進路情報の提供を推進します。

◆　要　旨：　次代を担う世代に幼児教育・保育の魅力や職務への理解を深めてもらい、進路選択肢としての関心を高めます。

⑰　潜在保育士等の復職支援

◆　方向性：　園見学、個別相談、復職支援研修、保育体験、就職マッチング等の機会を拡充します。

◆　要　旨：　離職中の保育士等の不安を解消し、円滑な復職・再就職につなげます。

（２）　持続可能な施設配置の適正化に関する取組

本市では、今後の就学前児童数の減少や教育・保育ニーズの変化へ弾力的に対応し、地域全体における教育・保育機能を持続可能なものとするため、明確な適正化基準に基づく公立施設の適正配置・規模確保を推進します。

適正配置に伴う再編等の対象となった公立施設については、決定の翌年度において個別の実施計画を策定したうえで、保護者、地域住民、私立施設等の関係者に対する説明会等を実施し、合意形成を図りながら事業を実行します。

○施設配置の適正化の基本原則

- **目的：**
  将来にわたり地域の教育・保育機能を維持・充実させるとともに、私立施設との適切な役割分担のもと、公立施設が果たすべき拠点機能を強化できる持続可能な体制を構築します。
- **基本原則：**
  適正化の実施に当たっては、児童数推移、利用ニーズ、適正な集団教育・保育規模、受入可能性、防災・安全性等を総合的に勘案し、こどもの健全な育ちや保護者の就労・子育て環境に著しい支障を生じさせないことを前提とします。
- **公私連携による保育体制の構築：**
  地域全体の教育・保育ニーズに対応した適正な利用定員を維持するとともに、私立施設との円滑な連携・協議のもと、持続可能で安定的な保育提供体制の確保に努めます。

○検討プロセス（４段階の適正化基準）

対象施設の選定および検討に当たっては、予測の困難な少子化に対応するため、以下

の４つの段階を経て慎重に判断します。

①　【段階１】トリガー基準（小規模化の察知）

施設ごとに設定された以下のしきい値[18]を下回った場合、適正化検討のトリガー（契機）とします。

- **幼稚園：**
  募集年度の４月１日時点において、年少児クラスの園児数が 12 人に満たない年度が２年連続した場合。
- **保育園：**
  年少以上児クラスの学年ごとにおいて、４月１日時点の園児数が適正規模（12 人）を下回った場合。
- **認定こども園：**
  年少以上児クラスの学年ごとにおいて、４月１日時点の１号・２号認定こどもの総数が適正規模（12 人）を下回った場合。
- **小規模保育事業所：**
  ４月１日時点の園児数が６人を下回った場合。（森島小規模保育事業所にあっては７月１日時点）

②　【段階２】児童数基準（地域需要の推移）

対象施設が存在する区域において、過去５年間にわたり就学前児童数が一貫して減少傾向にあるかを確認・判断します。

③　【段階３】提供体制・立地・災害リスク基準（代替性と安全性の確保）

以下の条件を満たし、廃止や統合を行っても地域保育に支障がないかを検証します。

- **受入容量と待機児童：**
  ４月１日現在の待機児童が発生していないことを基本とし（幼稚園除く）、年度途中の動向を考慮した上で、同一区域内の他の認可施設でこどもの受け入れが十分に可能であること。
- **支援機能の維持：**
  廃止・統合によって提供体制そのものが失われないこと。また、特別な配慮（医療的ケア、発達支援、外国ルーツ等）が必要な児童や、実施中の子育て支援事業を近隣施設で受け入れ・代替できること。
- **アクセス（移動距離）：**
  対象施設の半径３㎞（または自動車で概ね 10 分）程度の移動距離内に、教育・保育機能を有する認可施設が２か所以上存在すること。
- **災害リスクエリア：**
  敷地内が「土砂災害警戒区域」「洪水浸水想定区域」「津波浸水想定区域」等

[18] 判断や目標の目安となる値。

の災害リスクエリアに位置しているかを確認します。

- **園小接続：**

  小学校との円滑な接続に著しい支障がないこと。

④　【段階４】建物基準（施設性能・老朽化）

施設の老朽化度合いに応じて、将来的に改築や大規模改修が必要となるか、その適否や優先度を評価・判断します。

なお、近隣の公共施設等で施設の更新や大規模修繕が行われる場合にあっては、公有財産の有効活用の観点から、本適正化基準に関わらず、教育・保育施設の移転、複合化を検討します。

◯具体的な適正化の手法

地域の教育・保育ニーズや施設の状況に応じ、以下の手法を単体または組み合わせて活用します。

- **認定こども園への移行（幼保統合）：**
  幼稚園と保育園を統合し、教育と保育を一体的に提供する認定こども園に移行します。
- **公立施設の規模縮小・転用：**
  「０～２歳児専用」または「３～５歳児専用」の保育園への変更や、小規模保育事業所への転用を行います。
- **公立施設の廃止：**
  近隣施設での代替受入が十分可能な場合、施設の廃止を行います。
- **公共施設との複合化：**
  単独建て替えだけでなく、近隣小学校等との複合化や同一敷地内での設置などを検討し、公有財産の多角的な有効活用を図ります。

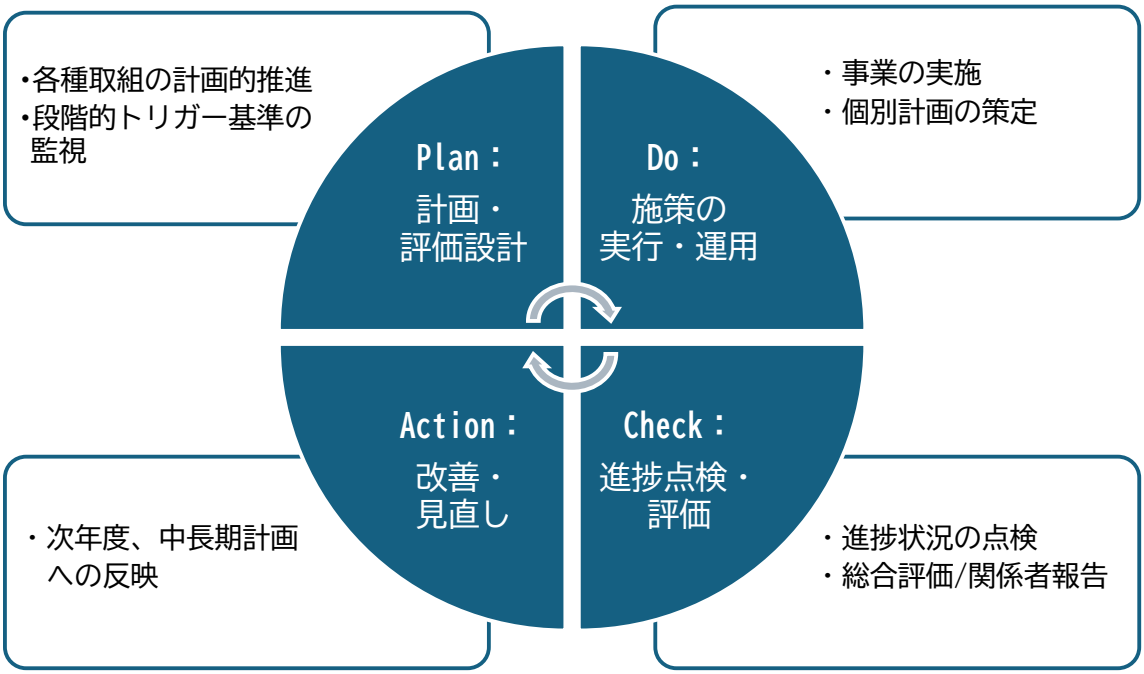
◯児童数増加時・需要変動への対応

- **新設の抑制と柔軟な対応：**
  一時的・局所的な児童数増加に対しては、将来的な減少転換を見据え、施設の新設は原則行いません。
- **公私連携と定員弾力化：**
  公私立施設が連携し、定員の弾力化等によって機動的・柔軟に対応します。

7　計画の実現に向けた推進

本計画に基づく持続可能性確保の取組は、単年度の実施にとどめることなく、「単年度における事業進捗のＰＤＣＡ」と「子ども・子育て支援事業計画等と連動した中長期的なＰＤＣＡ」を重層的に運用することにより、社会情勢や人口動態の変化に弾力的かつ着実に対応していきます。具体的なＰＤＣＡの運用方針および年間スケジュールは以下のとおりです。

＜図表 12　公立施設の持続可能性確保の取組に向けたＰＤＣＡ＞



＜図表 13　各フェーズの詳細と実施項目＞

● Ｐｌａｎ（計画の策定・評価指標の設計） ➢ 中長期基本方針・再編基準の共有と明示 ➢ ＫＰＩ（重要業績評価指標）およびモニタリング体制の構築
● Ｄｏ（施策の実行・運用） ➢ 質の高い教育・保育の提供に向けた取組の推進 ➢ 施設配置の適正化に関する取組の推進
● Ｃｈｅｃｋ（進捗点検・総合評価・検証） ➢ 定量的データのモニタリング ➢ 子ども・子育て会議での進捗報告
● Ａｃｔｉｏｎ（改善・計画見直し・次期計画への反映） ➢ 次年度事業・予算へのフィードバック ➢ 第四期子ども・子育て支援事業計画の反映

＜図表 14　年次における「PDCA 運用基本スケジュール」＞

時期	PDCA	主な実施内容
年度始め	Check	【現状把握・データ抽出】 ・４月１日時点の最新園児数、待機・保留児童数データの抽出 ・トリガー基準（12 人未満等）および区域児童数推移の確認
夏頃	Check Plan	【総合検証】 ・基準該当園の提供体制・地域の需給バランス・建物老朽化・災害リスク等を総合検証 ・該当園の再編方策について近隣私立施設へのヒアリング ・保護者、地区住民への説明
秋頃	Plan Action	【方針決定・施策立案】 ・10 月１日時点の園児数、待機・保留児童数データの抽出 ・次年度取組事業および対象園の決定 ・適正化（認定こども園化・縮小・廃止等）方針の決定 ・事業の予算化
年末から 年度末	Do	【受入体制整備】 ・取組むべき事業体制の整備 【意見聴取】 ・子ども・子育て会議への報告、意見聴取
翌年度	Plan	・個別計画の策定 ・保護者、地区住民への説明

＜図表 15　中長期における「PDCA 運用基本スケジュール」＞

時期	PDCA	主な実施内容
中長期	Action Plan	【中長期見直し】 ・区域の見直しによる子ども・子育て支援事業計画の改定 ・適正化基準自体の妥当性の検証および見直し